

北海道、北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局、北海道労働局、北海道中小企業総合支援センター、中小企業大学校旭川校、ポリテクセンター北海道、ジェトロ北海道から、地域の皆さんが活用できる支援メニューなどタイムリーな情報をお届けします。

## INDEX

「○」：募集している助成事業

【1】新型コロナウイルス感染症関係		
●新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者への支援策をパンフレットにまとめました【更新】	1	北海道経済産業局
●新型コロナウイルス感染症の流行に伴う輸出入の遅延等に対する措置【更新】	2	北海道経済産業局
●新型コロナウイルス感染症に関する中小企業・小規模事業者支援として相談窓口を開設します	3	北海道経済産業局
●新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者への資金繰り支援制度	4	北海道経済産業局
○産業雇用安定助成金（雇用維持支援コース）のご案内【更新】	5	北海道労働局
○新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の経過措置について【更新】	6	北海道労働局
○トライアル雇用助成金（新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース）のご案内	7	北海道労働局
●新型コロナウイルス感染症の流行に伴う中小企業向け融資制度のご案内（1/3）【更新】	8	北海道
●新型コロナウイルス感染症の流行に伴う中小企業向け融資制度のご案内（2/3）	9	北海道
●新型コロナウイルス感染症の流行に伴う中小企業向け融資制度のご案内（3/3）	10	北海道
●地域企業デジタル技術活用支援事業【更新】	11	北海道
●雇用調整助成金申請サポート窓口の設置について	12	北海道
●専門家派遣のご案内（中小・小規模企業経営安定化対策専門家派遣事業）	13	北海道
●新型コロナウイルス感染症対策支援総合相談窓口の設置について	14	北海道
【2】販路拡大・海外展開		
●国際ビジネスに関する相談窓口「北海道国際ビジネスサポートデスク」の設置について	1	ジェトロ北海道 北海道
●ジェトロのオンラインによる海外販路拡大支援サービスについて	2	ジェトロ北海道
●北海道どさんこプラザ・マーケティングサポート催事の募集について	3	北海道
●北海道どさんこプラザ・テスト販売品の募集について	4	北海道
●道産食品の輸出相談窓口に関するご案内	5	北海道
【3】経営支援・ものづくり		
●令和4年12月22日からの大雪による災害に関して被災中小企業・小規模事業者対策を行います【新規】	1	北海道経済産業局
●令和3年度補正予算 事業承継・引継ぎ補助金の公募を開始しました【新規】	2	北海道経済産業局
●ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金の公募を開始します【新規】	3	北海道経済産業局
●北海道中小企業活性化協議会事業に関するご案内	4	北海道経済産業局
●ウクライナ情勢・原油高の影響を受けた中小企業・小規模事業者向けの特別相談窓口を設置しました	5	北海道経済産業局
○中小企業等事業再構築促進事業（事業再構築補助金）の公募を開始しました	6	北海道経済産業局
○サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金2022）の公募を開始しました	7	北海道経済産業局
○小規模事業者持続化補助金（一般型）の公募を開始します	8	北海道経済産業局
○「小規模企業者等設備貸与事業」について	9	中小企業総合支援センター
●「ウクライナ情勢関連中小企業者等総合相談窓口」の設置について	10	北海道

【4】融資		
●新型コロナウイルス感染症の流行に伴う中小企業向け融資制度のご案内【1】-10～12に掲載		北海道
●水産物不漁・赤潮による漁業被害に伴う中小企業向け融資制度のご案内【更新】	1	北海道
●勤労者福祉資金のご案内	2	北海道
【5】雇用の確保		
○賃上げ促進税制について～賃上げに取り組む経営者の皆様へ～	1	北海道経済産業局
○産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）のご案内【新規】	2	北海道労働局
○高年齢労働者処遇改善促進助成金について	3	北海道労働局
○人材確保等支援助成金について	4	北海道労働局
○キャリアアップ助成金について	5	北海道労働局
○人材開発支援助成金について	6	北海道労働局
○人材確保緊急支援事業（緊急人材確保奨励金・支援金）のご案内【新規】	7	北海道
●【北海道ビジネスサポート・ハローワーク】のご案内【更新】	8	北海道
●「働き方改革関連特別相談窓口」のご案内【更新】	9	北海道
●労働相談窓口のご案内【更新】	10	北海道
○地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）地域活性化雇用創造プロジェクトに係る特例支給のご案内	11	北海道
○北海道 海外人材待機費用緊急補助金	12	北海道
○戦略産業人材確保・定着支援事業「中小企業の人材に関するお悩みプロが支援します」	13	北海道
●北海道プロフェッショナル人材センターをご活用ください	14	北海道
●北海道短期おしごと情報サイト	15	北海道
【6】人材育成		
●中小企業大学校旭川校 令和5年2月開講講座のご案内【更新】	1	中小企業大学校旭川校
●技能・技術習得のための能力開発セミナー【更新】	2	ポリテクセンター北海道
●「生産性向上支援訓練」のご案内【更新】	3	ポリテクセンター北海道
●能力開発セミナー（R5.2月開講予定）のご案内【更新】	4	北海道
●北海道立高等技術専門学院（MONOテク）及び北海道障害者職業能力開発校の令和5年度の訓練生を募集しています【更新】	5	北海道
【7】各種相談窓口		
●道産食品の輸出相談窓口に関するご案内【2】-5に掲載		北海道
●労働相談窓口のご案内【5】-9に掲載		北海道
●北海道就業支援センターにおける企業向け支援メニューについて	1	北海道
【8】イベント・セミナー		
●2022年度 経済安全保障オンラインセミナーを開催します【新規】	1	北海道経済産業局
●環境・エネルギービジネスセミナーを開催します	2	北海道
●「環境・エネルギー関連産業 個別相談会」の参加者を募集します	3	北海道
【9】その他		
●令和4年度 衛星データ利用環境整備・ソリューション開発支援事業における衛星データ無料利用事業の第3回公募を開始しました【新規】	1	北海道経済産業局

●北海道の最低賃金のお知らせ	2	北海道労働局
●「エネルギー地産地消」に取り組む地域とのマッチングを希望する事業者を募集します【新規】	3	北海道
●「節電プログラム」に、お早めにお申し込みください【更新】	4	北海道
●「次世代自動車情報サイト」のご紹介	5	北海道

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者への支援策を  
パンフレットにまとめました【更新】

(北海道経済産業局)

経済産業省では、新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の資金繰り、設備投資・販路開拓、経営環境の整備等を支援する施策をパンフレットにとりまとめました。

※パンフレットの情報は随時更新しています。

【URL】 <https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html#00>

◆問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 総務企画部 総務課

TEL:011-709-2311(内線2505)

E-mail : hokkaido-somu@meti.go.jp

**新型コロナウイルス感染症の流行に伴う輸出入の遅延等に対する措置【更新】**

(北海道経済産業局)

経済産業省では、新型コロナウイルスの流行に伴う輸出入の遅延等が見込まれる状況から、新たな特例措置も含め、貿易管理上の注意事項をまとめました。

詳細は以下をご覧ください。

【URL】

[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/01\\_seido/01\\_gaitame/coronavirus.html](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/01_gaitame/coronavirus.html)

なお、措置についての個別の相談は、原許可証等を交付した窓口にご連絡をお願いします。

**◆問い合わせ先**

経済産業省北海道経済産業局 総務企画部 国際課

TEL:011-709-1752

E-mail : hokkaido-kokusai@meti.go.jp

**新型コロナウイルス感染症に関する中小企業・小規模事業者支援として  
相談窓口を開設します**

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局は、今般の新型コロナウイルスの流行により、影響を受ける、または、その恐れがある中小企業・小規模企業者を対象とした相談窓口を設置しました。

**◆新型コロナウイルスに関する経営相談窓口**

経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課

札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎5階

受付時間:8:30~17:15(土・日・祝日を除く)

TEL:011-709-2311(代表)内線2575~2576

011-709-1783(直通)

FAX:011-709-2566

E-mail : bzl-hokkaido-chusho@meti.go.jp

※本相談窓口は、当局のほか、北海道の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、並びに全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構北海道本部にも設置され、相談を受け付けています。

## 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者への資金繰り支援制度

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者向けに資金繰り支援制度をとりまとめました。

※内容は随時更新します。

### ◆概要

経済産業省中小企業庁は、新型コロナウイルス感染症に係る資金繰り支援を講じており、民間金融機関から借入する際に保証を受ける「信用保証制度」と、日本政策金融公庫等による「貸付制度」があります。

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ「資金繰り支援制度」のご案内

【URL】<https://www.hkd.meti.go.jp/hokic/financing/shienseido.pdf>

### 民間金融機関による信用保証制度付き融資

セーフティネット保証 4 号の指定、セーフティネット保証 5 号の業種指定を行い、通常とは別枠で最大 2.8 億円の信用保証を可能としています。また、中小企業に対する金融機関の伴走支援や早期の事業再生を後押しするための信用保証制度を実施しています。

### 政府系金融機関による融資

日本政策金融公庫による実質無利子・無担保融資および商工中金等による危機対応融資は、2022 年 9 月末で終了しましたが、日本政策金融公庫等のスーパー低利・無担保融資は、2023 年 3 月末まで継続し、貸付限度額も引き上げています。

詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <https://www.hkd.meti.go.jp/hokic/financing/index.htm>

### ◆問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課

TEL:011-709-2311(内線 2562)

## 産業雇用安定助成金（雇用維持支援コース）のご案内【更新】

（北海道労働局）

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対して助成する制度です。

## ●主な受給要件

## 1 助成金の対象となる「出向」

(1)対象：雇用調整を目的とする出向(新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向)が対象

(2)前提：在籍型出向が対象のため、出向期間終了後は元の事業所に戻って働くこと

## 2 対象となる事業主

(1)新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として出向により労働者(雇用保険被保険者)を送り出す事業主(出向元事業主)

(2)当該労働者を受け入れる事業主(出向先事業主)

## ●助成金の支給額

## ○出向運営経費(最長2年まで助成)

出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など、出向中に要する経費の一部を助成します。

## (1)助成率

中小企業 4/5(9/10) 中小企業以外 2/3(3/4)

※括弧内は出向元が労働者の解雇などを行っていない場合

※独立性が認められない事業主間で行う出向の場合は以下の助成率となります

中小企業 2/3 中小企業以外 1/2

## (2)上限額(出向元・先の合計) 12,000円/日

## ○出向初期経費(独立性が認められない事業主間で行う出向の場合は対象外)

就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品などの出向の成立に要する措置を行った場合に助成します。

出向元と出向先に

助成額 各10万円/1人当たり(定額)

加算額(注) 各5万円/1人当たり(定額)

(注) 出向元事業主が雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業である場合、出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合について、助成額の加算を行います。

## ○出向復帰後訓練

出向から復帰した労働者に対して、出向で新たに得たスキル・経験をブラッシュアップさせる訓練(off-JT)を行った際に、訓練に要する経費と訓練期間中の賃金の一部を助成します。対象は出向元のみです。

経費助成：実費(上限30万円)

賃金助成：1人1時間あたり900円(上限600時間)

## ●問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課分室

(雇用助成金さっぽろセンター) TEL:011-788-2294

## ●厚生労働省ホームページ

産業雇用安定助成金(雇用維持支援コース)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805\\_00008.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00008.html)

## 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の経過措置について【更新】

(北海道労働局)

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等(休業及び教育訓練)又は出向を行い労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するものです。

### ●概要

今般の新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業活動が急激に縮小する事業所が生じ、地域経済への影響が見込まれることから、厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、雇用調整を行わざるを得ない事業主に対して、令和4年11月30日まで特例措置を実施していましたがこれを終了し、令和4年12月1日より一定の経過措置を講じました。

### ●経過措置の対象となる事業主

令和2年1月24日から令和4年11月30日までの間の休業等について雇用調整助成金のコロナ特例措置を利用した事業所を対象としています。

### ●経過措置の内容

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主に対し、令和4年11月30日まで雇用調整助成金の特例措置を実施してきたところですが、この特例措置を終了し、令和4年12月1日から令和5年3月31日まで期間について、一定の経過措置を実施しております。主な経過措置の内容は以下の通りとなります。

- ① 生産指標要件を緩和し1ヶ月5%以上の減少を対象としていましたが、対象期間の初日が令和4年10月以降の場合は1か月10%以上の減少となりました。
- ② 雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象。
- ③ 助成率について、中小企業は2/3、大企業は1/2。※特に業況が厳しい事業主(令和4年12月～令和5年1月)については、中小企業は2/3、大企業は1/2、解雇等を行わない場合、中小企業は9/10、大企業は2/3となります。
- ④ 雇用調整助成金の上限額については、令和4年10月から「8,355円」となっています。特に業況が厳しい事業主については上限額が「9,000円」となります。
- ⑤ 令和4年12月1日～令和5年3月31日の間において支給限度日数100日まで受給可能。

### ●特に業況が厳しい事業主について

特に業況が厳しい事業主については、生産指標が直近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比で30%以上減少している事業主が対象となります。申請月ごとに生産指標の確認を行います。

### ●令和4年12月から新たに新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金等の申請をする場合について

令和4年12月以降の休業等から新たに雇用調整助成金を申請する場合は、コロナ特例ではない通常の制度により申請となります。ただし、新型コロナウイルス感染症を理由とする休業等であって、判定基礎期間の初日が令和4年12月1日から令和5年3月31日までの間の休業等の支給要件には一定の緩和措置があります。詳細について下記ホームページをご確認ください。

### ●令和5年4月以降の取扱いについて

緊急雇用安定助成金については、令和5年3月31日をもって終了する予定となりました。一方、雇用調整助成金の制度自体は令和5年4月以降も継続しますが、令和5年4月以降の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の感染状況や雇用助成を踏まえながら検討の上、改めてお知らせする予定です。詳細については下記ホームページをご確認ください。

- 問い合わせ先:厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課分室  
(雇用助成金さっぽろセンター) TEL:011-788-2294

### ●厚生労働省ホームページ

雇用調整助成金(新型コロナウイルス感染症に伴う特例)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)

**トライアル雇用助成金（新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース）のご案内**

（北海道労働局）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている離職者を一定期間試行雇用する事業主に対して助成する制度です。

●主な受給要件

本助成金は次の1の対象労働者を2の条件で雇い入れた場合に受給することができます。

1 対象労働者

次の①から②のいずれにも該当する者であること。

① 次のアからイまでのいずれにも該当する者であること

ア 紹介日において、離職している者

イ 紹介日において、就労の経験のない職業に就くことを希望する者

② ハローワーク等の職業紹介の日において、次のいずれにも該当しない者であること

- ・ 職業に就いている者
- ・ 自ら事業を営んでいる者又は役員等に就いている者
- ・ 学校に在籍している者
- ・ トライアル雇用期間中のトライアル雇用労働者

2 雇い入れの条件

- ① ハローワーク等から新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等に係る紹介を受けるより前にハローワーク等に新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等求人を出していること
- ② ハローワーク等の紹介により雇い入れること
- ③ 原則3か月の新型コロナウイルス感染症対応（短時間）トライアル雇用をすること
- ④ 1週間の所定労働時間が、新型コロナウイルス感染症対応トライアルコースの場合は30時間以上、新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコースの場合は20時間以上30時間未満であること。

●助成金の支給額

増額の場合も、通常の場合も、支給期間は最大3か月です。

求職者が希望する労働時間の長さで支給額が異なります。

	新型コロナウイルス感染症対応 トライアルコース※ <sup>1</sup>	新型コロナウイルス感染症対応 短時間トライアルコース※ <sup>2</sup>
増額要件を満たした場合の支給額（月額）	最大5万円	最大3.12万円
通常の場合の支給額（月額）	最大4万円	最大2.5万円

【増額要件】

- ・ 令和2年1月24日以降、雇用調整助成金を受給していない、かつ従業員を解雇等していないこと。
- ・ 令和2年1月24日以降、従業員が休業支援金を受給していないこと。

※1 求職者が常用雇用（一週間の所定労働時間が30時間以上 の無期雇用）を希望する場合。

※2 求職者が常用雇用（短時間労働）（一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の無期雇用）を希望する場合。

●問い合わせ先

厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課

（雇用助成金さっぽろセンター）TEL：011-738-1056

●厚生労働省ホームページ

新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース・新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコース

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/newpage\\_16286.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/newpage_16286.html)

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う中小企業向け融資制度のご案内(1/3)【更新】

(北海道)

道では、新型コロナウイルス感染症の流行により経営に影響を受けている中小企業者の皆様の経営安定を図るとともに、今後増加することが見込まれる借換需要に対応する、次の融資制度をご用意しております。

◆制度概要

資金名	経済環境変化対応資金	
	経営環境変化対応貸付【認定企業】	経営環境変化対応貸付【認定企業】(伴走支援型)
融資対象	① セーフティネット保証4号の認定を受けた中小企業者等 ② セーフティネット保証5号の認定を受けた中小企業者等	次のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画を策定した中小企業者等 ① セーフティネット保証4号の認定を受けた ② セーフティネット保証5号の認定を受けた ③ 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少 ④ 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月又は直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少 ⑤ 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少 ⑥ 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月又は直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少 ⑦ 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少
資金使途	事業資金(道融資制度の既往残高の借換えに要する資金も対象(※)) ※新型コロナウイルス感染症対応資金いわゆるゼロゼロ融資の既往残高も対象 ※道制度融資以外の既往残高は対象外	
融資金額	2億円以内	1億円以内(左記2億円の内数)
融資期間	10年以内(うち据置3年以内)	10年以内(うち据置5年以内)
融資利率	【固定】1.0% (融資期間5年以内の場合) 1.2% (融資期間10年以内の場合) 【変動】1.0% (融資期間3年超の場合に選択可)	【固定】1.0% (融資期間5年以内の場合) 1.2% (融資期間10年以内の場合) 【変動】1.0% (融資期間3年超の場合に選択可)
担保及び償還方法	取扱金融機関の定める方法によります	
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとなります。	すべて信用保証協会の保証付き(伴走支援型特別保証)となります。
保証料率	年0.41%～年0.70% (信用保証協会の定める要件に該当する場合は0.1%割引)	0.2%(通常保証料率0.85%)※融資対象①及び②の場合 0.2%～1.15%(通常保証料率0.45%～2.20%) ※融資対象③～⑦の場合
取扱期間	中小企業信用保険法の指定の期間内	令和5年(2023年)3月31日まで

※詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/youushi/ninteikigyokorona-yuushi.html>

URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/youushi/ninteikigyokorona-yuushi2.html>(伴走支援型)

## 新型コロナウイルス感染症の流行に伴う中小企業向け融資制度のご案内(2/3)

(北海道)

道では、新型コロナウイルス感染症の流行により経営に影響を受けている中小企業者の皆様の経営安定を図るため、次の融資制度をご用意しております。

## ◆制度概要

資金名	ライフステージ対応資金	経済環境変化対応資金
	企業体質強化貸付(資本性ローン協調)	コロナ克服サポート貸付
融資対象	株式会社日本政策金融公庫における新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付(新型コロナ対策資本性劣後ローン)の利用に際し、民間金融機関からの協調支援を受けるため、信用保証協会の経営改善サポート保証を利用する中小企業者等	北海道信用保証協会の「コロナ克服サポート保証(※)」の対象となる中小企業者等 (※)「コロナ克服サポート保証」は、コロナ克服に向けた取組に係る事業資金が対象となります。 <コロナ克服に向けた取組例> 飛沫感染予防対策、店舗レイアウトの変更、テレワークの導入、サテライトオフィスの導入、ワーケーションの導入、事業再構築、新商品・サービスの開発・販路拡大、営業スタイルの転換、BCPの見直し など
資金使途	運転資金 又は 設備資金	運転資金 又は 設備資金
融資金額	4億円以内	1億円以内
融資期間	15年以内(うち据置5年以内)	10年以内(うち据置1年以内)
融資利率	金融機関所定の利率	【固定】1.0% (融資期間5年以内の場合) 1.2% (融資期間10年以内の場合) 【変動】1.0% (融資期間3年超の場合に選択可)
担保及び償還方法	取扱金融機関の定める方法によります	取扱金融機関の定める方法によります
信用保証	すべて信用保証協会の保証付き(経営改善サポート保証)となります。ただし、保証付き融資の割合は融資金額のうち50%以内となります。	すべて北海道信用保証協会の保証付き(コロナ克服サポート保証)となります。
取扱期間	令和5年(2023年)3月31日まで	令和5年(2023年)3月31日まで

※詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL: <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/shihonseironkyouchou.html>(企業体質強化貸付)

URL: <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/107893.html>(コロナ克服サポート貸付)

※次項で「申込方法」、「取扱金融機関」について記載しております。

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う中小企業向け融資制度のご案内(3/3)

(北海道)

◆申込方法

借入を希望する場合は、所定の「融資あつせん申込書」に必要事項を記載し、次の書類を添えて商工会議所・商工会へお申込みください。

なお、認定企業(従来型、伴走支援型)、企業体質強化貸付(資本性ローン協調)、コロナ克服サポート貸付を利用される方については、金融機関への「直接申込み」が可能となっています。

【お申込みに必要な添付書類】

- 決算書2期分  
※2期分の決算又は申告が終了していない方は、提出可能な決算書等及び直近の試算表
- 商業登記簿謄本又は登記事項証明書(法人の場合)
- 見積書又は契約書(必要に応じ提出)
- 「特定中小企業者」であることの市町村長の認定を受けた場合は認定書
- 道が定める調書

(注)金融機関及び保証協会において、融資(保証)審査上、別途書類が必要となる場合があります。

※ 中小企業等協同組合及び同構成員企業は、北海道中小企業団体中央会への申込みも可。

※(公財)北海道中小企業総合支援センターの支援制度を利用する方は、同センターへの申込みも可。

◆取扱金融機関

北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合、北海道信用農業協同組合連合会

◆問い合わせ先:北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融係(TEL 011-204-5346)

各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課

後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

【借入金の返済が負担となっている事業者のみなさまへ】

道では、このたび借入金の返済が負担となっている事業者のみなさまに役立つ情報を掲載したWebページを開設しました。

Webページでは、返済条件の変更ができることなどを紹介しております。是非ご覧ください。

⇒詳しくはこちら(北海道ホームページ)

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/youushi/119439.html>

## 地域企業デジタル技術活用支援事業【更新】

(北海道)

道内中小企業等が行うデジタル技術を活用した商品販売や情報発信等を支援することにより、道内企業のデジタル化を推進し、道内経済のコロナ禍からの回復を図るため、相談窓口の開設、専門家派遣及び特設ECサイトの開設等の伴走型支援を実施しています。

**相談窓口** 基本的なデジタル技術の活用に関することをご相談いただけます。

- 相談費用：無料
- 開設期間：令和5年2月28日まで
- 開設箇所：道内7箇所+オンライン

札幌 SAPPORO Incubation Hub Drive  
〒060-8711 北海道札幌市中央区大通西3-6  
北海道新聞本社ビル2F

厚真 厚真町コミュニティスペース イチカラICHIKARA  
〒059-1601 北海道勇払郡厚真町京町1番地1

旭川 旭川市ときわ市民ホール  
〒070-0035 北海道旭川市5条通4丁目  
※対応：株式会社アーク

釧路 港まちベース 946BANAYA  
〒085-0016 北海道釧路市錦町2丁目4  
釧路フィッシャーマンズワーフMOO2F

帯広 LAND  
〒080-0012 北海道帯広市西2条南11丁目12番地1  
天光堂ビル1階

函館 函館ブリ塩ラーメンと酒と肴 カモン  
〒040-0035 北海道函館市松風町7番5号  
函館ひかりの屋台大門横丁内

北見 KITAMI BASE  
〒090-0042 北海道北見市北2条西2丁目8番地

オンライン 相談対応：株式会社アーク  
下記の予約フォームよりお申込みください。  
<http://everyhokkaidx.jp/consultant/>

**専門家派遣** 専門家とともにあなたのプロジェクトを伴走します。

デジタル技術の活用に取り組む道内中小企業者に専門家を派遣し、助言や指導を行います。

新たにチャレンジしたいこと、困っていることを専門家に相談してみませんか。

- 派遣費用：無料
- 派遣回数：最大3回
- 申請期間：令和5年2月11日まで

**特設ECサイト** 商品を掲載、販路拡大をお手伝いします。

特設ECサイト（BtoB,BtoC）を開設し、ECでの販売を支援します。

新たにECでの販売に取り組まれる方はもちろん、すでにECでの販売に取り組まれている方にも新たな販路開拓としてご活用いただけます。

- 申込期間：令和5年1月31日まで
- 販売手数料：令和5年2月28日までは商品の売上の5%
- 支援内容：出品登録、送り状データ登録、商品の撮影を事務局が行います。  
(商品撮影は、1商品につき5カット、計10商品まで。希望事業者のみ。)

ご利用の際は事業者登録をお願いします。

- web からの場合

URLまたは2次元バーコードから  
登録してください

<https://everyhokkaidx.jp/entryform/>



- 書面での場合

別紙の登録用紙に記入の上、

EveryHOKKAIDX 事務局まで郵送してください

【お問い合わせ先】

EveryHOKKAIDX運営事務局

〒070-0030 北海道旭川市宮下通3丁目2181-2-504 株式会社アーク内

TEL:0166-73-3747 (平日11時-17時)

e-mail:info@everyhokkaidx.jp

LINE: 2次元バーコードから友達登録をしてお問い合わせください。



## 雇用調整助成金申請サポート窓口の設置について

(北海道)

道では、道内の企業・個人事業主が速やかに雇用調整助成金の給付を受けられるよう、本庁・各(総合)振興局に相談窓口を設置し、雇用調整助成金にかかる制度や申請の流れ、必要な書類等について道職員がアドバイスを行い、事業者の申請をサポートしています。

## ◆サポート窓口

設置場所	住 所	連 絡 先
本庁経済部雇用労政課 (主に札幌圏の方向け)	札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 道庁9階	011-204-5353 011-204-5354
石狩振興局商工労働観光課	札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 道庁別館	011-204-5827
空知総合振興局商工労働観光課	岩見沢市 8 条西 5 丁目	0126-20-0061
後志総合振興局商工労働観光課 小樽商工労働事務所	倶知安町北 1 条東 2 丁目 小樽市富岡 1 丁目 14-13	0136-23-1362 0134-22-5525
胆振総合振興局商工労働観光課	室蘭市海岸町 1 丁目 4 番 1 号 むろらん広域センタービル	0143-24-9588
日高振興局商工労働観光課	浦河町栄丘東通 56	0146-22-9282
渡島総合振興局商工労働観光課	函館市美原 4 丁目 6 16	0138-47-9457
檜山振興局商工労働観光課	江差町字陣屋町 336-3	0139-52-6643
上川総合振興局商工労働観光課	旭川市永山 6 条 19 丁目	0166-46-5938
留萌振興局商工労働観光課	留萌市住之江町 2 丁目 1 番地 2	0164-42-8440
宗谷総合振興局商工労働観光課	稚内市末広 4 丁目 2-27	0162-33-2528
オホーツク総合振興局商工労働観光課	網走市北 7 条西 3 丁目	0152-41-0635
十勝総合振興局商工労働観光課	帯広市東 3 条南 3 丁目	0155-26-9044
釧路総合振興局商工労働観光課	釧路市浦見 2 丁目 2 番 54 号	0154-43-9183
根室振興局商工労働観光課	根室市常盤町 3 丁目 28 番地	0153-23-6829

## ◆開設時間

朝 8 時 45 分～夜 17 時 00 分 (月～金 : 祝日除く)

## ◆注意事項

- ①当該窓口は、雇用調整助成金の申請に向けたアドバイスを行うものであり、助成金の申請を代行するものではありません。
- ②助成金の支給の可否や支給額など、明確にお答えすることができない事項もありますので、ご了承ください。
- ③3密を回避するため、面談による相談を希望される場合は事前に道の担当者と時間調整をお願いします。
- ④事業所等の所在地を管轄する振興局の連絡先がつかない場合は、本庁及び他の振興局での電話相談も可能です。

**専門家派遣のご案内**  
**(中小・小規模企業経営安定化対策専門家派遣事業)**

(北海道)

新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている中小企業・小規模事業者の皆さまを対象として、無料で専門家を派遣します。

事業再構築、資金繰り、助成金・給付金、事業承継など、各々の課題に応じた専門家を派遣し、オーダーメイド型の助言・指導を行うことにより、継続的な事業活動を支援します。

**◆事業概要等**

**概要**

**【支援対象者等】**

新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている道内中小企業・小規模企業の皆さまに対して、それぞれの経営課題に応じた専門家を複数回派遣します。

**【派遣内容】**

事業再構築、資金繰りや返済計画、雇用継続、助成金・給付金、事業承継などに関するアドバイスをを行います。

**【派遣専門家】**

中小企業診断士を中心として、ご相談内容に応じて選定された専門家がお伺いします。ご要望があればオンラインでの対応も可能です。

**申込方法**

以下の方法で申込みください。ご相談内容を確認後、担当者から折り返しご連絡します。

①Web申込み

下記ホームページ内のウェブフォームからお申込みください。

ホームページURL：<https://www.shindan-hkd.org/corona/>

又は、スマートフォン等で下記QRコードを読み取ってアクセスすることもできます。



②FAX申込み

011-231-1388

※申込書は①のホームページからダウンロードできます。

③電話申込み

0800-800-2551 (フリーダイヤル)

専門家常駐受付時間：9:00～17:00 (祝日を除く月～金曜日)

**◆専門家派遣に関する専用窓口**

新型コロナウイルス感染症対策経営支援センター

事務局：札幌市中央区北4条西6丁目 毎日札幌会館4階

受付時間：9:00～17:00 (祝日を除く月～金曜日)

TEL：0800-800-2551 (フリーダイヤル)

FAX：011-231-1388

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、専用窓口へ直接訪問することはお控えください。

## 新型コロナウイルス感染症対策支援総合相談窓口の設置について

(北海道)

道では、中小・小規模企業の皆様からの「どこに相談すれば良いか分からない」というお声に対応するため、個別の相談に対し道庁職員がワンストップで対応する「新型コロナウイルス感染症対策支援総合相談窓口」を本庁および各(総合)振興局に設置しています。

## ◆ワンストップ窓口

お住まいの地域	連絡先	設置場所
石狩管内にお住まいの方	011-204-5827	石狩振興局商工労働観光課
空知管内にお住まいの方	0126-20-0061	空知総合振興局商工労働観光課
後志管内にお住まいの方	0136-23-1362	後志総合振興局商工労働観光課
胆振管内にお住まいの方	0143-24-9589	胆振総合振興局商工労働観光課
日高管内にお住まいの方	0146-22-9281	日高振興局商工労働観光課
渡島管内にお住まいの方	0138-47-9459	渡島総合振興局商工労働観光課
檜山管内にお住まいの方	0139-52-6641	檜山振興局商工労働観光課
上川管内にお住まいの方	0166-46-5940	上川総合振興局商工労働観光課
留萌管内にお住まいの方	0164-42-8440	留萌振興局商工労働観光課
宗谷管内にお住まいの方	0162-33-2528	宗谷総合振興局商工労働観光課
オホーツク管内にお住まいの方	0152-41-0636	オホーツク総合振興局商工労働観光課
十勝管内にお住まいの方	0155-27-8537	十勝総合振興局商工労働観光課
釧路管内にお住まいの方	0154-43-9181	釧路総合振興局商工労働観光課
根室管内にお住まいの方	0153-24-5619	根室振興局商工労働観光課

※上記のほか、011-204-5331（経済部中小企業課）でもご相談を受け付けています。

## ◆開設時間

朝 8 時 45 分～夜 17 時 00 分（月～金：祝日除く）

## ◆注意事項

- ①当窓口では、ご相談者様が希望する場合、各種支援金等の申請サポートを行います。あくまでも補助であり、支援金等の受取を約束するものではありません。
- ②支援金等の支給の可否や支給額など、お答えすることができない事項もございますので、ご了承ください。
- ③新型コロナウイルス感染症予防のため、面談による相談を希望される場合は事前に上記の連絡先まで事前予約をお願いします。また、ご来庁の際にはマスクの着用をお願いします。

◆URL：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/onestop.html>

## 国際ビジネスに関する相談窓口「北海道国際ビジネスサポートデスク」の設置について

(ジェトロ北海道・北海道)

独立行政法人日本貿易振興機構北海道貿易情報センターと北海道は、道内企業のビジネスチャンス拡大を図るため、「北海道国際ビジネスサポートデスク」をジェトロ北海道内に共同で設置しております。

輸出入や海外進出、外国人材受入れなど幅広い分野の問い合わせについて、その内容に応じて、必要な情報の提供、ジェトロや支援機関の各分野専門家などへの相談対応をアレンジいたします。

### ◆相談窓口

北海道国際ビジネスサポートデスク

TEL011-261-7434

FAX011-221-0973

E-mail: SAP@jetro.go.jp

URL: <https://www.jetro.go.jp/hokkaido>

<ジェトロの支援メニューをFacebookやメールニュースでも発信しております>

Facebook : <https://www.facebook.com/jetrohokkaido>

メールニュース : <https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/hokkaido/mail.html>

### ◆時間

9時00分～17時00分(土日・祝日を除く)

### ◆場所

札幌市中央区北1条西2丁目北海道経済センター9階(ジェトロ北海道内)

### ◆対象企業

国際ビジネスへの参入をご検討の道内企業等

### ◆業務内容

関係機関や専門家によるビジネス相談支援

商談会の案内や商談機会のアレンジなど道内企業と海外企業間の商談支援

商談会やセミナーなどの情報提供

### ◆問い合わせ先

日本貿易振興機構北海道貿易情報センター(TEL:011-261-7434)

北海道経済部 経済産業局 国際経済課 国際経済係 (TEL:011-204-5339)

## ジェトロのオンラインによる海外販路拡大支援サービスについて

(ジェトロ北海道)

ジェトロ北海道では、「デジタルを活用したジェトロの新たな海外展開支援」の取り組みの一環として、道内企業のオンラインビジネススキルの向上に取り組み、マーケットインによる海外販路開拓を支援します。

### <JAPAN STREET(海外バイヤー向けオンラインカタログサイト)>

JAPAN STREET 事業は、ジェトロの基準を満たす限られた海外の有カバイヤーのみが閲覧可能なオンラインカタログサイトです。事業者の皆さまは企業・商品情報と商品画像等を提出するだけで、ジェトロが常時バイヤーに商品を案内します。バイヤーはカテゴリーやキーワードをもとに手軽に商品を検索することができ、ジェトロはおすすめ機能をもとにバイヤーへ商品をご紹介します。バイヤーが関心を示すと、事業者にはジェトロ経由で見積や商談(オンライン含む)の依頼が届きます。

事業内容	ジェトロ招待バイヤー専用 オンラインカタログサイト ※事業者の皆さまはページをご覧くださいことはできません
対象者	日本企業及び海外進出日系企業 ※ただし、商社や代理店など、製造者/生産者以外による申込の場合は、製造者/生産者の承諾を得た上での共同提案とすること
対象品目	食品(生鮮品、加工食品、飲料等)、コスメ・ビューティー、ホーム・キッチン、ファッション、ホビー・玩具・ゲーム・スポーツ・アウトドア、精密機器、医療機器、産業機械、原料・素材、情報通信及び機器、産業機械・部品、金属製品、輸送用機械・部品、非金属製品、コンテンツ(映像・音楽・ゲーム・ライセンスビジネス)
参加費	無料
対象国・地域	ジェトロがネットワークを有する国・地域(予定)
募集締切	2023年3月31日12時00分

#### ◆JAPAN STREET 事業ホームページ

[https://www.jetro.go.jp/services/japan\\_street.html](https://www.jetro.go.jp/services/japan_street.html)

### <JAPAN MALL(海外におけるEC販売プロジェクト)>

JAPAN MALL 事業は世界 60 以上の連携先 EC バイヤーに商品を紹介する事業です。

原則、国内納品・国内買取・円建て決済で取引が完結するため、複雑な輸出手続きが不要です。成約した商品のプロモーションを連携先とジェトロが実施します。

事業内容	海外 EC 事業者の EC サイトおよび一部店頭等での日本製品の販売 (商品により販売チャネルは限定される場合があります。)
対象者	日本企業及び海外進出日系企業
対象製品	食品・飲料、化粧品、日用品、生活雑貨 等
登録費用	無料(別途サンプル費及び送料等が発生する可能性があります)
募集締切	2023年3月頃

#### ◆JAPAN MALL 事業ホームページ

[https://www.jetro.go.jp/services/japan\\_mall/](https://www.jetro.go.jp/services/japan_mall/)

## 北海道どさんこプラザ・マーケティングサポート催事の募集について

(北海道)

「北海道どさんこプラザ」は、販路拡大・商品開発などに取り組む道内企業の方々に応援するための北海道の公式アンテナショップです。

この「マーケティングサポート催事」では、道内企業や自治体の方々や、道産品の展示紹介や市場調査等を目的に、どさんこプラザ(有楽町店・札幌店・羽田空港店・あべのハルカス店)内の催事スペースを活用して、対面販売のほか、生産地紹介や自治体の観光PR ができる制度です。

どさんこプラザと契約している「マーケティングアドバイザー」の相談も一緒に受けるとより効果的です。

### ◆応募者の資格

下記(1)(2)のいずれかに該当する方

- (1)道内に事務所又は事業所を有する公益的な団体、企業及び個人(個人のグループを含む。)のうち、自ら道産品の生産・製造・加工を行っている方
- (2)北海道、道内の市町村、商工会議所、商工会、物産協会、観光協会

### ◆販売商品の要件

次のいずれかに該当する道産品(道内で生産・製造又は加工が行われたもので、最終消費者に対して販売することができる農林水産物、加工食品、工芸品等)

- (1)自ら生産、製造、加工したもの
- (2)自社企画商品で道内で委託製造しているもの(上記(1)に付随して販売する場合に限りです。)

### ◆実施条件等

- (1)催事スペースの利用料金は、原則売上の15%です。既に店舗内で販売している商品(テスト販売品を除く)を販売する場合の手数料は、店舗と別途協議して定めることとなります。
- (2)催事の開催期間は、原則として一週間単位です。  
(毎週水～火曜の7日間が開催基本期間です。有楽町店については、7日間未満でも応相談です。)
- (3)備え付けの販売台1～2台(冷蔵・冷凍切替)は無料でご利用いただけます。

### ◆募集期間

開催期間 募集期間	第1四半期 (4～6月)	第2四半期 (7～9月)	第3四半期 (10～12月)	第4四半期 (1～3月)
有楽町店、札幌店 羽田空港店、 あべのハルカス店	12/10～1/10	3/10～4/10	6/10～7/10	9/10～10/10

札幌店については、

- ・令和4年度第4四半期のマーケティングサポート催事は2/1から開催できるようになる予定です。  
※スケジュールが変更になる場合があります。

### ◆申込方法

「マーケティングサポート催事申込書」および「出品商品リスト」(下記URLからダウンロードしてください)に必要事項を記載し、各総合振興局・振興局商工労働観光課へお申し込み願います。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/91379.html>

## 北海道どさんこプラザ・テスト販売品の募集について

(北海道)

「北海道どさんこプラザ」は、販路拡大・商品開発などに取り組む道内企業の方々に応援するための北海道の公式アンテナショップです。

この「テスト販売制度」は、新商品を3ヶ月間、どさんこプラザ(有楽町店、札幌店、名古屋店、羽田空港店、あべのハルカス店)で販売し、その過程で得られた情報をマーケティング活動に役立てていただくためのものです。

売上が好調な商品はさらに3か月継続して販売し、販売期間終了後には、店から商品の評判や評価などのアドバイスが受けられるほか、定番商品化へ移行のチャンスもあります。

### ◆申込商品の要件

次のいずれかに該当する道産品(道内で生産、製造又は加工が行われ最終消費者に対して販売することができるもの)(過去に応募店舗の通常商品であったものを除く)

- (1)札幌店は、札幌市内で販売を開始して1年以内の加工食品や工芸品
- (2)有楽町店、名古屋店、羽田空港店、あべのハルカス店は道外で販売を開始して1年以内の加工食品や工芸品(名古屋店、あべのハルカス店は加工食品のみ)

※羽田空港店は有楽町店でテスト販売が売上好調だったもののみ申し込みができます。

### ◆応募者の資格

道内に事務所又は事業所を有する公益的な団体、企業及び個人(個人のグループを含む。)のうち、下記の条件のいずれかに該当する方

- ① 道産品の生産・製造・加工を行っている方
- ② 自らが企画・考案した道産品の販売を行っている方

### ◆販売条件等

- (1)テスト販売品の販売手数料は、希望小売価格の18%
- (2)PL(製造物責任)保険に加入していること
- (3)食品表示法等の表示に関する法令を遵守していること
- (4)食品の場合、指定する食品検査を実施していること
- (5)食品の場合、該当する食品製造に係る営業許可を受けていること

### ◆募集期間

テスト販売期間	第1四半期 (4～6月)	第2四半期 (7～9月)	第3四半期 (10～12月)	第4四半期 (1～3月)
募集期間	1/4～2/20	4/1～5/20	7/1～8/20	10/1～11/20

札幌店については、

- ・令和4年度第2四半期テスト販売品のうち、さらに3ヶ月間、テスト販売を継続することとなった商品は、令和5年度第1四半期に継続販売を行います。
  - ・令和4年度第4四半期はテスト販売を休止します。
  - ・令和5年度第1四半期分から受付再開予定です。
- ※スケジュールが変更になる場合があります。

### ◆申込方法

「テスト販売申込書」(下記URLからダウンロードしてください)に必要事項を記載し、各総合振興局・振興局商工労働観光課へお申し込みください。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/103176.html>

## 道産食品の輸出相談窓口に関するご案内

(北海道)

農林水産省と日本貿易振興機構(ジェトロ)では、皆様にお気軽に相談いただける「農林水産物・食品輸出相談窓口」を国内各地に設置しています。

諸外国の規制・制度、国の支援事業、輸出先国のマーケット情報、輸出手続き等輸出に関するお問い合わせに、ぜひご活用ください。

### 農林水産物・食品の輸出相談窓口

北海道農政事務所: TEL 011-330-8810

- ・輸出先国の各種規制・制度(放射性物質、検疫等)
- ・輸出に関する各種支援事業 等

ジェトロ北海道: TEL 011-261-7434

- ・輸出先国の基礎情報、マーケット情報
- ・輸出手続きについて ・見本市、商談会に関する情報 等

- 農林水産省、ジェトロ本部でも相談をお受けしております。連絡先、URL は次のとおりです。

農林水産省: TEL 03-6744-7185 <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/soudanmado.html>

ジェトロ : TEL 03-3582-5646 [https://www.jetro.go.jp/services/advice/agri\\_foods/](https://www.jetro.go.jp/services/advice/agri_foods/)

- 酒類の輸出についても、国税局・税務署及び上記窓口において相談を受け付けておりますので、是非お問い合わせください。

#### ◆問い合わせ先

北海道経済部 食関連産業局 食産業振興課 輸出振興係 (TEL:011-204-5312)

令和4年12月22日からの大雪による災害に関して

被災中小企業・小規模事業者対策を行います【新規】

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局は、2022年12月22日からの大雪による災害に関して、北海道内2市8町に災害救助法が適用されたことを踏まえ、中小企業・小規模事業者の資金繰り等に関する相談に対応するため、特別相談窓口を設置しました。

◆2022年12月22日からの大雪による災害に関する特別相談窓口

経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課

受付時間:8:30~17:15(土・日・祝日を除く)

札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎5階

TEL:011-709-2311(代表)内線 2575~2576

011-709-1783(直通)

FAX:011-709-2566

E-mail:bzl-hokkaido-chusho@meti.go.jp

※本相談窓口は、当局のほか、北海道の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会およびよろず支援拠点、並びに全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構北海道本部にも設置され、相談を受け付けています。

その他の措置については以下の Web サイトをご覧ください

【URL】 <https://www.hkd.meti.go.jp/hokic/mado/setsugai/index.htm>

令和3年度補正予算 事業承継・引継ぎ補助金の公募を開始しました【新規】

(北海道経済産業局)

経済産業省では、事業承継やM&A(事業再編・事業統合等。経営資源を引き継いで行う創業を含む。)を契機とした経営革新等への挑戦や、M&Aによる経営資源の引継ぎ、廃業・再チャレンジを行おうとする中小企業者等を後押しするための事業承継・引継ぎ補助金の4次公募を開始しました。

◆公募概要

経営革新

事業承継やM&A(事業再編・事業統合等。経営資源を引き継いで行う創業を含む。)を契機とした経営革新等(事業再構築、設備投資、販路開拓、経営統合作業(PMI)等)への挑戦に要する費用を補助

【対象者】事業承継、M&A(経営資源を引き継いで行う創業を含む。)を契機として、経営革新等に挑戦する中小企業・小規模事業者(個人事業主を含む。)

【対象経費】設備投資費用、人件費、店舗・事務所の改築工事費用 等

【補助率・補助上限額】補助率:2/3 ※補助額の内400万円超~600万円の部分の補助率は1/2  
上限額:600万円

専門家活用

M&Aによる経営資源の引継ぎを支援するため、M&Aに係る専門家等の活用費用を補助

【対象者】M&Aにより経営資源を他者から引継ぐ、あるいは他者に引継ぐ予定の中小企業・小規模事業者(個人事業主を含む)

【対象経費】M&A支援業者に支払う手数料※、デューデリジェンスにかかる専門家費用、セカンドオピニオン 等

※M&A支援機関登録制度に登録されたファイナンシャルアドバイザー(FA)またはM&A仲介業者によるFA  
またはM&A仲介費用に限る

【URL】<https://ma-shienkikan.go.jp/>

【補助率・補助上限額】補助率:2/3、上限額:600万円

廃業・再チャレンジ

再チャレンジを目的として、既存事業を廃業するための費用を補助

【対象者】事業承継・M&Aに伴い既存の事業を廃業し、新たな取り組みにチャレンジする予定の中小企業・小規模事業者(個人事業主を含む。)

※再チャレンジの主体は、法人の場合は株主、個人事業主の場合は個人事業主本人となります。

※廃業・再チャレンジ事業は、経営革新事業・専門家活用事業と併用できます。

【対象経費】廃業支援費、在庫廃棄費、解体費 等

【補助率・補助上限額】補助率:2/3、上限額:150万円

◆公募要領、申請方法等

公募要領等は、以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<https://jsh.go.jp/r3h/>

◆公募期間

2022年12月26日(月)~2023年2月9日(木)17:00(予定)

◆申請・問い合わせ先

事業承継・引継ぎ補助金事務局

受付時間:10:00~12:00、13:00~17:00(土・日・祝日を除く)

【経営革新】TEL:050-3615-9053

【専門家活用/廃業・再チャレンジ】TEL:050-3615-9043

**ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金の公募を開始します【新規】**

(北海道経済産業局)

全国中小企業団体中央会は、今後直面する制度変更(働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等)等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援するものづくり補助金の公募を開始しました。

なお、14次公募締切分から、大幅な賃上げに取り組む事業者に対する補助上限額(最大1,000万円)の引き上げや、取組段階に応じた3段階の支援類型創設によるグリーン枠の拡充、海外事業の拡大を目的とした設備投資等を支援するグローバル市場開拓枠の強化などを新たに実施します。

◆**募集内容**

**対象者**

中小企業者、特定事業者の一部および一定要件を満たす特定非営利活動法人、社会福祉法人

**補助率**

1/2 または 2/3

**補助額**

【通常枠、回復型賃上げ・雇用拡大枠、デジタル枠】

100～750万円、1,000万円、1,250万円

【グリーン枠】

エントリー:100万円～750万円、1,000万円、1,250万円

スタンダード:100万円～1,000万円、1,500万円、2,000万円

アドバンス:100万円～2,000万円、3,000万円、4,000万円

【グローバル市場開拓枠】

3,000万円 ※補助上限金額はグローバル市場開拓枠を除き、従業員規模により異なります。

**補助要件**

以下を全て満たす3～5年以内の事業計画を策定・実行した上で、申請する各枠の要件に該当するものであること。

- ・付加価値額 +3%以上/年
- ・給与支給総額 +1.5%以上/年
- ・事業場内最低賃金 $\geq$ 地域別最低賃金+30円

補助額、要件等詳細については公募要領をご覧ください。

◆**公募スケジュール**

14次締切分:2023年1月11日(水)17:00～4月19日(水)17:00

採択発表は、2023年6月中旬を予定しています。

◆**申請・問い合わせ先**

申請は電子申請となっています。

公募要領、申請書様式等詳細は、以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<https://portal.monodukuri-hojo.jp/>

## 北海道中小企業活性化協議会事業に関するご案内

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、中小企業・小規模事業者の収益力改善や事業再生、再チャレンジなど幅広い経営課題に対応するため、北海道中小企業活性化協議会を設置しています。

財務的安定のための収益力改善や借入金返済等の課題を抱えた中小企業・小規模事業者の皆様からの相談をお受けしていますので、ぜひお気軽にお問い合わせください。

### ◆概要

北海道中小企業活性化協議会は、中小企業・小規模事業者の財務的安定のための収益力改善をはじめ、借入金返済等の課題を抱えた中小企業・小規模事業者の経営再建に向けた取組を支援する、国が設置する公正中立な機関です。また、国が認定する土業等専門家(認定経営革新等支援機関)の支援を受けて経営改善計画等を策定する場合、専門家に対する支払費用の一部を協議会が支援しています。

### ◆事業内容

#### 1. 中小企業活性化協議会事業

中小企業活性化協議会の専門家が相談を受け、中小企業・小規模事業者の収益力改善、事業再生、再チャレンジまで幅広く経営課題に対応。相談は、原則無料。

##### (1)収益力改善支援事業

経営環境の変化に伴う収益力の低下などに対し、現状の課題や問題点、ビジネスモデルを分析した上で、収益力改善に向けた計画策定支援を実施。

##### (2)事業再生支援

金融機関等の債権者にしか企業の窮状を知られずに、風評による信用低下などを回避しながら、借入条件の変更支援や事業再生支援を実施。

##### (3)再チャレンジ支援・保証債務整理への支援

「円滑な廃業」や「経営者・保証人の再スタート」に向けて、各種のアドバイスや代理人弁護士の紹介を実施。

また、企業の債務整理によって保証債務の整理が必要になった場合には、経営者や保証人に対し、経営者保証ガイドラインに基づく保証債務の整理について支援。

#### 2. 経営改善計画策定支援事業

国が認定する土業等専門家(認定経営革新等支援機関)の支援を受けて経営改善計画等を策定する場合、専門家に対する支払費用の一部を協議会が支援する事業。

##### (1)早期経営改善計画策定支援事業(ポストコロナ持続的発展事業)

金融機関への返済条件等の変更の必要がないうちに経営を改善するため、早期の経営改善計画を策定する場合、専門家に対する支払費用の2/3(上限25万円まで)を支援。

##### (2)経営改善計画策定支援事業

金融機関への返済条件等を変更し、資金繰りを安定させながら経営を改善するため、経営改善計画を策定する場合、専門家に対する支払費用の2/3(上限300万円まで)を支援。

北海道中小企業活性化協議会ホームページ

【URL】<https://www.sapporo-cci.or.jp/saisei/>

### ◆問い合わせ先

北海道中小企業活性化協議会

〒060-8610 札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センター6階

TEL:011-222-2829(中小企業活性化協議会事業)

011-232-0217(経営改善計画策定支援事業)

FAX:011-222-6162

E-mail:[sien15218@bz01.plala.or.jp](mailto:sien15218@bz01.plala.or.jp)

**ウクライナ情勢・原油高の影響を受けた中小企業・小規模事業者向けの  
特別相談窓口を設置しました**

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局は、原油高の影響を受けた中小企業・小規模事業者に対する資金繰り支援策として、日本政策金融公庫等の制度の実施に合わせて、中小企業・小規模事業者からの様々な相談を受け付ける特別相談窓口を拡充し、「ウクライナ情勢・原油高の影響を受けた中小企業・小規模事業者向けの特別相談窓口」としました。

**◆ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口**

経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課

受付時間:8:30~17:15(土・日・祝日を除く)

札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎5階

TEL:011-709-2311(代表)内線 2575~2576

011-709-1783(直通)

FAX:011-709-2566

E-mail:[bzl-hokkaido-chusho@meti.go.jp](mailto:bzl-hokkaido-chusho@meti.go.jp)

**◆相談窓口一覧**

本相談窓口は、当局のほか、北海道内の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、よろず支援拠点、中小企業基盤整備機構北海道本部及び全国商店街振興組合連合会にも設置されています。

一覧は以下をご覧ください。

【URL】[https://www.hkd.meti.go.jp/hokic/mado/crude\\_oil/list.pdf](https://www.hkd.meti.go.jp/hokic/mado/crude_oil/list.pdf)

## 中小企業等事業再構築促進事業（事業再構築補助金）の公募を開始しました

（北海道経済産業局）

経済産業省では、新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す企業・団体等の新たな挑戦を支援する事業再構築補助金の公募を開始しました。

### ◆制度概要・事業再構築指針

#### 対象

新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指し、要件をすべて満たす企業・団体等。

要件、事業制度の概要及び事業再構築指針等は、以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】[https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo\\_saikoutiku/index.html](https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_saikoutiku/index.html)

### ◆公募要領等

公募要領等は、以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<https://jigyousaikouchiku.go.jp/>

### ◆公募スケジュール

公募スケジュールの詳細については、以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<https://www.hkd.meti.go.jp/hokik/20210204/index.htm>

### ◆申請方法

事務局ウェブサイトからの電子申請のみとなり、G Biz ID プライム※の取得が必要です。

取得の手続きには、必要事項を入力して作成した申請書と印鑑証明書を「G Biz ID 運用センター」へ郵送してください。審査に3週間以上を要しますので、余裕をもって準備願います。

※本補助金の応募申請に限っては、早期の発行が可能な「暫定 G Biz ID プライムアカウント」の付与によって応募が可能です。暫定プライムアカウントの発行方法・留意点は、以下の事務局ウェブサイトをご覧ください。

【URL】<https://jigyousaikouchiku-shinsei.jp/login.aspx?ReturnUrl=%2f>

### ◆問い合わせ先

・公募要領等に関する問い合わせ

事業再構築補助金事務局 コールセンター

ナビダイヤル:0570-012-088

IP 電話用:03-4216-4080

受付時間 9:00~18:00(日祝日を除く)

よくある質問は、以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<https://jigyousaikouchiku.go.jp/faq.php>

・電子申請システムの利用方法に関する問い合わせ

事業再構築補助金事務局 システムサポートセンター

TEL: 050-8881-6942

受付時間:9:00~18:00(土日祝日を除く)

## サービス等生産性向上 IT 導入支援事業（IT 導入補助金 2022）の公募を開始しました （北海道経済産業局）

（一社）サービスデザイン推進協議会（事業事務局）では、中小企業・小規模事業者等が生産性向上のための IT ツール（ソフトウェア、サービス等）を導入する経費の一部を補助する IT 導入支援事業（IT 導入補助金 2022）の公募を開始しました。

令和元年度補正予算で実施する従来の「通常枠（A・B 類型）」に加えて、令和 3 年度補正予算で実施する「デジタル化基盤導入枠（デジタル化基盤導入類型・複数社連携 IT 導入類型）」を設けました。

また、令和元年度補正予算（令和 4 年度繰越）で実施する「セキュリティ対策推進枠」を設けました。

### ◆事業概要

#### 通常枠（A・B 類型）

製品・サービスの生産・提供などの事業を行っている中小企業・小規模事業者等が、自社の強み・弱みを認識、分析し、プロセスの改善と効率化を図る方策として、当該 IT ツールの導入費用の一部を支援するものです。

#### デジタル化基盤導入枠（デジタル化基盤導入類型）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者等を支援するとともに、インボイス制度への対応も見据えつつ、企業間取引のデジタル化を強力に推進するため、通常枠（A・B 類型）よりも補助率を引き上げて優先的に支援するものです。

#### デジタル化基盤導入枠（複数社連携 IT 導入類型）

サプライチェーンや商業集積地の複数の中小企業・小規模事業者等が連携して IT ツールを導入することにより、面的なデジタル化、DX 化の実現や、生産性の向上を図る取組に対して、通常枠（A・B 類型）よりも補助率を引き上げて支援するとともに、効果的に連携するためのコーディネート費や取組への助言を行う外部専門家に係る謝金等を含めて支援するものです。

#### セキュリティ対策推進枠

国際情勢の緊張などによりサイバー攻撃次案の潜在リスクが高まっていることを踏まえ、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者等においてサイバーインシデントが原因で事業継続が困難となる事態を回避するとともに、サイバー攻撃被害が供給制約や価格高騰を潜在的に引き起こすリスクや中小企業・小規模事業者等の生産性向上を阻害するリスク低減を支援するものです。

### ◆公募要領等

公募要領等詳細については以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <https://www.it-hojo.jp/>

### ◆申請方法

申請書類の提出は、申請マイページ（事務局ウェブサイト）上でのみ受け付けます。

※申請にあたっては、G Biz ID プライムアカウントの取得が必要です。審査におおむね 2 週間程度要しますので、余裕をもって準備願います。

【URL】 <https://gbiz-id.go.jp/top/>

### ◆問い合わせ先

（一社）サービスデザイン推進協議会 サービス等生産性向上 IT 導入支援事業 コールセンター

ナビダイヤル：0570-666-424 ※通話料がかかります

IP 電話：042-303-9749

受付時間 9:30～17:30（土・日・祝日を除く）

小規模事業者持続化補助金（一般型）の公募を開始します  
（令和元年度補正予算・令和3年度補正予算）

（北海道経済産業局）

全国商工会連合会では、小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更等に対応するために取り組む販路開拓等の取組の経費の一部を補助する、令和元年度補正予算・令和3年度補正予算小規模事業者持続化補助金（一般型）の公募を開始します。

◆概要

通常枠

小規模事業者および一定要件を満たす特定非営利活動法人が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等の取組を支援

【補助率】2/3 【補助上限額】50万円

賃金引上げ枠

【申請要件】事業場内最低賃金を地域別最低賃金より+30円以上（既に達成している場合は、現在支給している、事業場内最低賃金より+30円以上）とした事業者

【補助率】2/3（赤字事業者は3/4）【補助上限額】200万円

卒業枠

【申請要件】常時使用する従業員を増やし、小規模事業者の従業員数を超えて規模を拡大する事業者

【補助率】2/3 【補助上限額】200万円

後継者支援枠

【申請要件】将来的に事業承継を行う予定があり、新たな取組を行う後継者候補としてアツギ甲子園※のファイナリストになった事業者

【補助率】2/3 【補助上限額】200万円

※全国各地の中小企業の後継者・後継者候補（アツギ）が、新規事業アイデアを競うピッチイベントです。

創業枠

【申請要件】産業競争力強化法に基づく認定市区町村や、認定連携創業支援等事業者が実施した「特定創業支援等事業」による支援を過去3か年の間に受け、かつ、過去3か年の間に開業した事業者

【補助率】2/3 【補助上限額】200万円

インボイス枠

【申請要件】2021年9月30日から2023年9月30日の属する課税期間で、一度でも免税事業者であった又は免税事業者であることが見込まれる事業者のうち、インボイス発行事業者に登録した事業者

【補助率】2/3 【補助上限額】100万円

◆公募スケジュール

通年で複数回の公募を行い、各回において審査・採択を行います。

公募スケジュールは、以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <https://www.hkd.meti.go.jp/hokic/20220325/index.htm>

◆公募要領等

公募要領等詳細は、以下のウェブサイトをご覧ください。

<商工会地区の方>【URL】 <https://www.shokokai.or.jp/jizokuka.r1h/>

<商工会議所地区の方>【URL】 <https://r3.jizokukahojokin.info/>

◆問い合わせ先

<北海道内の商工会地区の方：北海道商工会連合会>

TEL:011-251-0102 受付時間:9:00~12:00、13:00~17:00(土日祝日、年末年始除く)

<商工会議所地区の方：商工会議所地区 補助金事務局>

TEL:03-6632-1502 受付時間:9:00~12:00、13:00~17:00(土日祝日、年末年始除く)

「小規模企業者等設備貸与事業」について

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

設備投資の際に、当センターが、機械設備を割賦販売もしくはリースします。融資と異なる設備資金の調達手段として、是非ご利用ください。

対象企業等	1. 道内で事業を営む企業、原則全業種対象(一部対象外の業種があります) 2. 創業予定者(1ヶ月以内に事業開始、または2ヶ月以内に法人設立の具体的な計画のある、事業を営んでいない個人)		
従業員規模	従業員 50 名以下 なお、従業員が 21 名以上(商業およびサービス業は 6 名以上)の場合、次の制限があります。 ①(借入制限)信用金庫、信用組合、日本政策金融公庫国民生活事業を除く金融機関からの借入金残高合計が 4 億 2000 万円以下 ②(利益制限)直近 3 年間の経常利益が平均 3500 万円以下 ③(株主制限)発行株式等の 1/3 超を大企業が単独所有していない		
対象設備	生産・加工などに供する機械装置等で新品の設備		
貸与条件	貸与金額	100 万円以上1億円以下	
	貸与期間	割賦 リース	機械装置等の耐用年数以内で 3 年から 10 年(据置 1 年以内) 機械装置等の耐用年数に応じ 3 年から 10 年
		利率	(損料率)年 1.8%~2.0% (※)一定の要件に該当する場合、最大 0.1%の引き下げが可能 (月額リース料率)0.998%~2.955%
	償還方法	割賦 リース	月賦又は半年賦 毎月払い
	保証金	割賦 リース	貸与金額の 5% なし
連帯保証人	道内在住者 1 名(法人の場合は代表者) なお、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、センターが保証人不要と判断した場合、代表者保証を免除します。		
申込受付	貸与予定額に達するまでの随時受付		
申込先	センター札幌本部、道内商工会・商工会議所 ※商工会・商工会議所を経由して申込み場合、割賦貸与期間を 2 年延長できます(10 年以内)。		

(※)貸与条件等は変更される場合があります。詳しくは下記 URL よりご確認ください。

小規模企業者等設備貸与事業ホームページ [https://www.hsc.or.jp/consul/facility\\_small/](https://www.hsc.or.jp/consul/facility_small/)

◆問い合わせ先

札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル9F

(公財)北海道中小企業総合支援センター 金融支援部金融支援G 電話 011-232-2404

## 「ウクライナ情勢関連中小企業者等総合相談窓口」の設置について

(北海道)

ロシアによるウクライナ侵略により影響を受けている道内中小企業等向けの総合相談窓口を経済部国際経済課内に設置し、相談を受け付けております。

### ◆相談窓口

#### 【総合相談窓口の概要】

##### ○設置箇所

北海道経済部経済企画局国際経済課国際経済係

##### ○設置期間

令和4年3月2日(水)から当面の間

##### ○利用時間

8時45分から17時30分(土日祝日および12月29日から1月3日まではお休み)

##### ○電話番号

011-204-5339

## 水産物不漁・赤潮による漁業被害に伴う中小企業向け融資制度のご案内【更新】

(北海道)

道では、水産物の不漁や、赤潮等による太平洋海域での漁業被害により経営に影響を受けている中小企業者の皆様を対象として、次の融資制度をご用意しております。

## ◆制度の概要

資金名	経営環境変化対応貸付【認定企業】(イ)	経営環境変化対応貸付【災害復旧】
融資対象	① 水産加工業者であって、最近3か月間の売上高又は販売数量(以下「売上高等」という。)が前年同期比で5%以上減少している方 ② 漁業者又は水産加工業者と直接的又は間接的な取引関係を有する事業者であって、当該漁業者又は水産加工業者との取引規模の割合が20%以上であるとともに、原則として最近1か月間の売上高等が前年同期比で10%以上減少しており、かつその後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で10%以上減少することが見込まれる方	道が必要と認める地域内(日高・十勝・釧路・根室の4振興局管内)に事業所を有している中小企業者及び中小企業等協同組合等であって、赤潮等による太平洋海域での漁業被害により、経営に影響(間接被害)を受けている方
資金使途	事業資金(設備資金・運転資金)	運転資金
融資金額	2億円以内	5,000万円以内
融資期間	10年以内(据置3年以内)	10年以内(据置2年以内)
融資利率	【固定】1.0%(融資期間5年以内の場合) 1.2%(融資期間10年以内の場合) 【変動】1.0%(融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る)	
担保・償還方法	取扱金融機関の定めるところによります	
信用保証	全て信用保証協会の保証付きとします 【保証料率】 一般保証適用の場合 経営状況に応じ年0.45%～年1.90%(9段階)	全て信用保証協会の保証付きとします 【保証料率】 経営状況に応じ年0.40%～年1.71%(9段階) ※通常の保証料率から10%割引された料率となります
取扱期間	令和5年(2023年)6月30日まで	
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合、北海道信用農業協同組合連合会	

※詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/90596.html>

## ◆問い合わせ先

北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融係 (TEL 011-204-5346)  
 各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課  
 後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

## 勤労者福祉資金のご案内

(北海道)

道では、中小企業にお勤めの方、非正規労働者の方、季節労働者の方、事業主の都合により離職された方を対象に、医療、教育、冠婚葬祭などの生活資金を取扱金融機関の窓口を通じて融資しています。

## ◎こんな方向けの制度です

- ・中小企業で働いているが、急に医療費が必要となった
- ・パート社員として働いているが、子どもの教育費が必要

## ◆制度の概要

区分	中小企業で働く方	非正規労働者の方	季節労働者の方	離職者の方
融資対象	中小企業に勤務する方	非正規労働者の方 (有期契約社員、派遣社員、パート社員、嘱託の方など)	2年間で通算 12 か月以上勤務している季節労働者の方(雇用保険特例受給資格者)で、次のいずれの要件も備えた方 ① 前年の総所得が 600 万円以下(所得控除後の金額)の方 ② 前年の総収入が 150 万円以上の方 (北海道勤労者信用基金協会の保証を利用する場合)	企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 ① 雇用保険受給資格者 ② 賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方
	ただし、以下の条件に当てはまる方			
	※育児・介護休業中の方もご利用いただけます。			
資金使途	医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます)、冠婚葬祭、住宅補修、耐久消費財購入、一般生活費			医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます)、冠婚葬祭、一般生活費
融資金額	120万円以内			100万円以内
融資期間	8年以内 (育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可)		8年以内	5年以内 (6か月以内元金据置可、据置期間分延長可)
融資利率	年1.60%(※1)		年0.60%	
償還方法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可			
信用保証	取扱金融機関の定めによります。	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要です。		
申込先	取扱金融機関(北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、各信用金庫、各信用組合の本店・支店)が申し込み窓口となっています。 ※申し込みにあたっては、取扱金融機関の条件や審査がありますので、必要な書類など詳しいことは、申し込みを希望される金融機関へお問い合わせください。			

※1 育児・介護休業者は保証料免除。新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方は、**2023年3月末**の申込まで保証料免除となります。

※2 詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/kinrosha/kinroshafukushi.html>

## ◆問い合わせ先

北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融係(TEL 011-204-5346)

各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課

後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

賃上げ促進税制について  
～賃上げに取り組む経営者の皆様へ～

(北海道経済産業局)

賃上げに取り組む経営者の皆様へ、前年度より給与等を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税（個人事業主は所得税）から税額控除できる制度についてお知らせします。

## 賃上げ促進税制

【大企業】雇用者全体の給与等支給額の増加額の**最大30%**を税額控除\*

【中小企業】雇用者全体の給与等支給額の増加額の**最大40%**を税額控除\*

\*税額控除上限：法人税額又は所得税額の20%

### 〈大企業向け（資本金1億円超の企業など）〉

適用対象：青色申告書を提出する全企業

適用期間：令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度

（個人事業主は、令和5年から令和6年までの各年が対象）

#### 必須要件

継続雇用者の給与等支給額が  
前年度比で4%以上増加

⇒ **25%税額控除\***

OR

継続雇用者の給与等支給額が  
前年度比で3%以上増加

⇒ **15%税額控除\***

※ 資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業については、これに加え、「従業員への還元や取引先への配慮の方針を公表していること」が必要

#### 追加要件

教育訓練費が  
前年度比で20%以上増加

⇒ **+5%税額控除\***

大企業向けの  
詳細情報・  
お問い合わせ先は  
こちら



《大企業向け賃上げ促進税制ホームページ》

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/syotokukakudaisokushin/syotokukakudai.html>

### 〈中小企業向け（資本金1億円以下の企業など）〉

適用対象：青色申告書を提出する中小企業等

適用期間：令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度

（個人事業主は、令和5年から令和6年までの各年が対象）

#### 必須要件

雇用者全体の給与等支給額が  
前年度比で2.5%以上増加

⇒ **30%税額控除\***

OR

雇用者全体の給与等支給額が  
前年度比で1.5%以上増加

⇒ **15%税額控除\***

#### 追加要件

教育訓練費が  
前年度比で10%以上増加

⇒ **+10%税額控除\***

中小企業向けの  
詳細情報・  
お問い合わせ先は  
こちら



《中小企業向け賃上げ促進税制ホームページ》

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/syotokukakudai.html>

産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）のご案内【新規】

（北海道労働局）

労働者のスキルアップを在籍型出向により行うとともに、当該出向から復帰した際の賃金を出向前と比較して上昇させた場合に、出向元に助成を行うことにより、企業の事業活動を促進し雇用機会の増大等雇用の安定を図ることを目的とする制度です。

●主な受給要件

1 助成金の対象となる「出向」

(1) 出向期間終了後は元の事業所に戻ることを前提に、労働者（雇用保険被保険者）のスキルアップを目的とする出向が対象

(2) 労働者の出向復帰後6ヶ月間の各月の賃金を、出向前賃金と比較していずれも5%以上上昇させること

2 対象となる事業主

(1) 労働者のスキルアップにより企業活動を促進し雇用機会等の増大を目的として出向を実施する出向元のみが対象  
※独立性が認められない事業主間の出向の場合は対象となりません

●助成金の支給額

○助成率

中小企業 2/3                      中小企業以外 1/2

○助成額

以下のいずれか低い額に助成率をかけた額（最長1年まで助成）

イ 出向労働者の出向中の賃金のうち出向元が負担する額

ロ 出向労働者の出向前の賃金の1/2の額

※出向中の労働者に対する賃金は出前に支払っていた賃金以上の額を支払う必要があります。

○上限額

8,355円/1人1日当たり

（1事業所1年度当たり1,000万円まで）

※上限額は雇用保険の基本手当日額の最高額（令和4年8月1日時点）。毎年8月に改正されるためご注意ください。

※上記の他にも様々な要件がありますので、下記問い合わせ先、厚生労働省ホームページ、ガイドブック等で確認をお願いします。

●問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課分室

（雇用助成金さっぽろセンター）TEL：011-788-2294

●厚生労働省ホームページ

産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805\\_00012.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00012.html)

## 高年齢労働者処遇改善促進助成金について

(北海道労働局)

雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保を推進する観点から、60歳から64歳までの高年齢労働者の処遇の改善に向けて、就業規則や労働協約の定めるところにより、高年齢労働者に適用される賃金に関する規定または賃金テーブルの増額改定に取り組む事業主に対して助成する制度です。

### ◆主な支給要件

- ・賃金規定等を増額改定し、増額改定後の賃金規定等を6ヶ月以上運用していること。
- ・賃金規定等を増額改定後6ヶ月間の賃金額で算定した対象労働者の高年齢雇用継続基本給付金の受給総額(A)が増額改定前6ヶ月間の受給総額(B)と比較して95%以上減少していること。
- ・支給申請日において増額改定後の賃金規定等を継続して運用していること。

### ◆算定対象労働者

- ・申請事業所において高年齢雇用継続基本給付金を受給している者
- ・支給申請日において、継続して支給対象事業主に雇用されている者

### ◆支給額

令和3年度、4年度

上記(B)から(A)を引いた額に、 $4/5$ (中小企業以外は $2/3$ )を乗じた額

令和5年度、6年度

上記(B)から(A)を引いた額に、 $2/3$ (中小企業以外は $1/2$ )を乗じた額

### ◆支給申請回数

最大4回(6ヶ月×4回)

### ◆問い合わせ先

- ・厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係(雇用助成金さつぽろセンター6階)

TEL:011-788-9132

- ・厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/index\\_00039.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index_00039.html)

人材確保等支援助成金について

(北海道労働局)

人材の確保・定着を目的とし、魅力ある職場作りのために労働環境の向上等を図る事業主や事業協同組合等に対して助成する制度です(令和4年4月1日改正)。

**人材確保等支援助成金の「雇用管理制度助成コース」及び「人事評価改善等助成コース」は、令和4年4月1日より整備計画の新規受付を休止しています。**

(コースを廃止するものではなく、来年度以降再開予定です。ただし、受付の再開時期は現時点では未定です。)

- 令和4年3月31日までに整備計画を提出された事業主は、令和4年4月1日以降にも雇用管理制度、人事評価制度等の導入及び支給申請を行うことができます。

**人材確保等支援助成金 (令和4年度改正)**

コースの種類	コース概要	助成額
雇用管理制度助成コース (R4年度より新規計画受付を休止)	事業主が雇用管理制度(「諸手当等制度」「研修制度」「健康づくり制度」「メンター制度」「短時間正社員制度(保育事業主のみ)」)を新たに導入し、実施することで、離職率の低下を実現させた事業主に助成	目標達成助成:57万円 (生産性要件を満たした場合、72万円)
介護福祉機器助成コース	介護労働者の身体的負担を軽減するために、新たに介護福祉機器を導入し、利用することで、離職率の低下を実現させた事業主に助成	目標達成助成:支給対象経費の合計額(税込)の20% (生産性要件を満たした場合、35%) ※上限150万円
人事評価改善等助成コース (R4年度より新規計画受付を休止)	生産性向上のため、人事評価制度と賞金アップを含む賞金制度を整備し、実施することで、生産性向上、賞金アップ、離職率の低下を実現させた事業主に対して助成	目標達成助成:80万円 ※生産性要件を満たすとともに、賞金アップと離職率低下を実現させた場合に支給
中小企業団体助成コース	都道府知事に改善計画の認定を受けた事業主団体であって、その構成員である中小企業の人材確保や従業員の職場定着を支援するための事業を行う事業主団体に対して助成	事業の実施に要した支給対象経費の2/3 ※上限額 大規模認定組合等(構成中小企業数500以上) 上限1000万円 中規模認定組合等(同100以上500未満) 上限800万円 小規模認定組合等(同100未満) 上限600万円
外国人労働者就労環境整備助成コース	外国人特有の事情に配慮した就労環境を整備するため、「雇用管理責任者の選任」「就業規則等社内規定の多言語化」に加え、「苦情・相談体制の整備」「社内マニュアル・標準類等の多言語化」「一時帰国のための休暇制度」のいずれかの措置を実施した事業主に助成	実施助成 ・生産性要件を満たしていない場合:支給対象経費の1/2 (上限57万円) ・生産性要件を満たした場合:支給対象経費の2/3 (上限72万円)

◆問い合わせ先

厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係(雇用助成金さっぽろセンター6階)  
TEL: 011-788-9132

◆厚生労働省ホームページ

- ・雇用管理助成コース、介護福祉機器助成コース、中小企業団体助成コース、人事評価改善等助成コース  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_07843.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07843.html)
- ・外国人就労環境整備助成コース  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/gaikokujin.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/gaikokujin.html)

キャリアアップ助成金について

(北海道労働局)

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者など、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です(令和4年12月2日改正)

助成内容		助成額
		※ <>は生産性の向上が認められる場合、( )は大企業の額
正社員化コース	有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換した場合(1人当たり)	① 有期→正規: 57万円<72万円>(42万7,500円<54万円>) ② 無期→正規: 28万5,000円<36万円>(21万3,750円<27万円>) ※ 有期→無期は令和4年3月31日をもって廃止 ※ 派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者として直接雇用する場合に以下の助成額を加算 1人当たり28万5,000円<36万円>(大企業も同額) ※ 対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合に以下の助成額を加算 ① 1人当たり9万5,000円<12万円>(大企業も同額) ② 1人当たり4万7,500円<6万円>(大企業も同額) ※ 人材開発支援助成金の特定の訓練(定額制訓練、自発的職業能力開発訓練を除く)修了後に正規雇用労働者へ転換した場合に以下の助成額を加算 ① 1人当たり9万5,000円<12万円>(大企業も同額) ② 1人当たり4万7,500円<6万円>(大企業も同額) ※ 人材開発支援助成金の特定の訓練(定額制訓練、自発的職業能力開発訓練)修了後に正規雇用労働者へ転換した場合に以下の助成額を加算 ① 1人当たり11万円<14万円>(大企業も同額) ② 1人当たり5万5,000円<7万円>(大企業も同額) ※ 勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定した場合に以下の助成額を加算 1事業所当たり9万5,000円<12万円>(7万1,250円<9万円>)
障害者正社員化コース	障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換した場合(1人当たり)	重度障害者等を ① 有期→正規: 120万円(90万円) ② 有期→無期: 60万円(45万円) ③ 無期→正規: 60万円(45万円) 上記以外の障害者を ④ 有期→正規: 90万円(67万5,000円) ⑤ 有期→無期: 45万円(33万円) ⑥ 無期→正規: 45万円(33万円) ※ 助成額が、支給対象期間における対象労働者に対する賃金の額を超える場合には、当該賃金の総額を上限額として支給します。
賃金規定等改定コース	有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を改定し、3%以上上昇させた場合(1人当たり)	① 中小企業が賃金を上昇(3%~5%未満)させた場合: 5万円 ② 中小企業が賃金を上昇(5%以上)させた場合: 6万5,000円 ③ 大企業が賃金を上昇(3%~5%未満)させた場合: 3万3,000円 ④ 大企業が賃金を上昇(5%以上)させた場合: 4万3,000円 ※ 「職務評価」の手法の活用により実施した場合に以下の助成額を加算 1事業所当たり20万円(15万円)
賃金規定等共通化コース	有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合(1事業所当たり)	57万円<72万円>(42万7,500円<54万円>)
賞与・退職金制度導入コース	有期雇用労働者等を対象に賞与・退職金制度を導入し、支給または積立を実施した場合(1事業所当たり)	38万円<48万円>(28万5,000円<36万円>) ※ 同時に導入した場合に以下の助成額を加算 16万円<19万2,000円>(12万円<14万4,000円>)
短時間労働者労働時間延長コース	有期雇用労働者等の週所定労働時間を3時間以上延長し、社会保険を適用した場合(1人当たり)	3時間以上延長: 22万5,000円<28万4,000円>(16万9,000円<21万3,000円>) ※ 労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を1時間以上3時間未満延長した場合でも助成(基本給を一定額以上昇給している必要があります) 1時間以上2時間未満: 5万5,000円<7万円>(4万1,000円<5万2,000円>) 2時間以上3時間未満: 11万円<14万円>(8万3,000円<10万5,000円>)

◆問い合わせ先: 厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係(雇用助成金さっぽろセンター6階)  
TEL: 011-788-9071

◆厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/part\\_haken/jigyounushi/career.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html)

## 人材開発支援助成金について

(北海道労働局)

人材開発支援助成金は、労働者の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職業能力開発を効果的に促進するため、事業主等が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

- 令和4年4月1日から「人への投資促進コース」が創設されました(詳細は次ページ)
  - 令和4年12月2日から「事業展開等リスキリング支援コース」が創設されました(詳細は次ページ)
- 令和4年12月からの人材開発支援助成金は以下のとおりとなります

助成内容 ※1		助成率・助成額	
		注：( )内は中小企業以外の助成額・助成率	
		生産性要件を満たす場合 ※2	
<b>New</b> 事業展開等リスキリング支援コース	●事業展開に伴う人材育成訓練 ●デジタル・グリーン化に対応した人材育成訓練	◎OFF-JT 経費助成:75%(60%) 賃金助成:960(480)円(1人1時間あたり)	—
<b>New</b> 人への投資促進コース	●高度デジタル人材育成訓練 など6メニュー	※詳細につきましては、次ページをご覧ください	
特定訓練コース	●労働生産性向上訓練 ●若年人材育成訓練 ●熟練技能育成・承継訓練 ●認定実習併用訓練	◎OFF-JT 経費助成:45(30)% 賃金助成:760(380)円(1人1時間あたり) ◎OJT(認定実習併用職業訓練に限る。) 実施助成:20万(11万)円(1人あたり)	◎OFF-JT 経費助成:60(45)% 賃金助成:960(480)円(1人1時間あたり) ◎OJT(認定実習併用職業訓練に限る。) 実施助成:25万(14万)円(1人あたり)
一般訓練コース	●他の訓練コース以外の訓練	◎OFF-JT 経費助成:30% 賃金助成:380円(1人1時間あたり)	◎OFF-JT 経費助成:45% 賃金助成:480円(1人1時間あたり)
特別育成訓練コース	●一般職業訓練 ●有期実習型訓練	◎OFF-JT 経費助成:正社員化 70% 非正規維持 60% 賃金助成:760(475)円(1人1時間あたり) ◎OJT(有期実習型訓練に限る。) 実施助成:10万(9万)円(1人あたり)	◎OFF-JT 経費助成:正社員化 100% 非正規維持 75% 賃金助成:960(600)円(1人1時間あたり) ◎OJT(有期実習型訓練に限る。) 実施助成:13万(12万)円(1人あたり)
教育訓練休暇等付与コース ※3	●有給の教育訓練休暇制度を導入し、労働者が制度を利用して訓練を受けた場合に助成	制度導入・実施助成:30万円(定額)	制度導入・実施助成:36万円(定額)

※1 特定訓練コース・一般訓練コース：正社員を対象 特別育成訓練コース：有期労働者等、非正規雇用労働者を対象

※2 生産性要件を満たした場合には、通常の支給額との差額が追加で支給されます(別途、支給申請が必要となります)

※3 既存の教育訓練休暇付与コースのうち、長期教育訓練休暇等制度については「人への投資促進コース」での対応となります。

【経費助成上限額】※( )内は中小企業以外の上限額。なお、一般訓練コースには、企業規模による区別はありません。

	100時間未満の訓練	100時間以上 200時間未満の訓練	200時間以上の訓練
特定訓練コース	15万円(10万円)	30万円(20万円)	50万円(30万円)
一般訓練コース	7万円	15万円	20万円
特別育成訓練コース	15万円(10万円)	30万円(20万円)	50万円(30万円)
事業主展開等リスキリング支援コース	30万円(20万円)	40万円(25万円)	50万円(30万円)

## 人材開発支援助成金：「人への投資促進コース」の創設

人への投資を強化するため、現在政府では、3年間で4,000億円規模のパッケージを創設し、民間ニーズを反映しつつ、取り組んで行くこととしています。

人材開発支援助成金についても、国民の皆様からの提案等をもとに、令和4～6年度の期間限定助成として「人への投資促進コース」を創設しました。

「人への投資促進コース」には以下の5つのメニューがあります。

### 定額制訓練

サブスクリプション型の研修サービスによる訓練の実施

### 高度デジタル人材訓練 /成長分野等人材訓練

高度デジタル人材等の育成のための訓練の実施

### 情報技術分野認定実習 併用職業訓練

IT分野未経験者の即戦力化のための訓練の実施

### 自発的職業能力 開発訓練

労働者が自発的に受講した訓練費用を負担

### 長期教育訓練 休暇等制度

働きながら訓練を受講するための休暇制度等を導入

#### 定額制訓練

#### 定額受け放題

対象の訓練	経費助成率		資金助成額	
	中小企業	大企業	中小企業	大企業
サブスクリプション型の研修サービス	60%	45%	-	
	( + 15% )			

#### 高度デジタル人材訓練・成長分野等人材訓練

#### 資格取得費用も対象

対象の訓練	経費助成率		資金助成額	
	中小企業	大企業	中小企業	大企業
ITSS (ITスキル標準) レベル4・3となる訓練等	75%	60%	960円	480円
海外も含む大学院での訓練	75%		国内大学院の場合 960円	

#### 自発的職業能力開発訓練

#### 自発的な学びを支援

対象の訓練	経費助成率	資金助成額
労働者の自発的な訓練費用を事業主が負担した訓練	45%	-
	( + 15% )	

#### 情報技術分野認定実習併用職業訓練

#### 資格取得費用も対象

対象の訓練	経費助成率		資金助成額	
	中小企業	大企業	中小企業	大企業
IT分野未経験者（正規雇用労働者）の即戦力化のための訓練 (OFF-JTとOJTを組み合わせた訓練)	60%	45%	760円	380円
	( + 15% )		( + 200円 )	( + 100円 )
	OJT実施助成額			
	中小企業	大企業		
	20万円	11万円		
	( + 5万円 )		( + 3万円 )	

#### 長期教育訓練休暇等制度

#### 導入済み企業も対象

対象の訓練	経費助成額	資金助成額
長期教育訓練休暇制度 (30日以上連続休暇取得)	20万円	1人1日当たり 6000円 (※有給休暇の場合)
	( + 4万円 )	( + 1200円 )
所定労働時間の短縮と 所定外労働時間の免除制度	20万円	-
	( + 4万円 )	

## 人材開発支援助成金：「事業展開等リスクリング支援コース」の創設

人材開発支援助成金「事業展開等リスクリング支援コース」は、企業の持続的発展のため、新製品の製造や新サービスの提供等により新たな分野に展開する、または、デジタル・グリーンといった成長分野の技術を取り入れ業務の効率化等を図るため、

- ① 既存事業にとらわれず、新規事業の立ち上げ等の**事業展開**に伴う人材育成
  - ② 業務の効率化や脱炭素化などに取り組むため、**デジタル・グリーン**に対応した人材の育成
- に取り組む事業主を対象に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を高助成率により支援する制度です。

### 支給対象訓練

- ① 助成対象とならない時間を除いた訓練時間数が **10 時間以上** であること
- ② **OFF-JT**（企業の事業活動と区別して行われる訓練）であること
- ③ **職務に関連した訓練**であって以下のいずれかに該当する訓練であること

- i 企業において事業展開を行うにあたり、新たな分野で必要となる専門的な知識及び技能の習得をさせるための訓練
- ii 事業展開は行わないが、事業主において企業内のデジタル・デジタルトランスフォーメーション化やグリーン・カーボンニュートラル化を進めるにあたり、これに関連する業務に従事させる上で必要となる専門的な知識及び技能の習得をさせるための訓練

### 助成率・助成額

#### ① 助成率・助成限度額

経費助成率		賃金助成額（1人1時間）		1事業所1年度あたりの助成限度額
中小企業	大企業	中小企業	大企業	
75%	60%	960円	480円	1億円

#### ② 受講者1人あたりの経費助成限度額

10h以上100h未満		100h以上200h未満		200h以上	
中小企業	大企業	中小企業	大企業	中小企業	大企業
30万円	20万円	40万円	25万円	50万円	30万円

● 人材開発支援助成金の詳細については厚生労働省のHPをご覧ください。下記にお問い合わせください。

厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html)

【問い合わせ先】

厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係  
雇用助成金さっぽろセンター 6階 TEL：011-788-9070

## 人材確保緊急支援事業(緊急人材確保奨励金・支援金)のご案内【新規】

(北海道)

北海道では、道内や道外に在住する方が、人手不足が深刻な業種の道内事業所で一定期間就労した場合、就労者及び道内事業所に支援金等を支給します。

### ◆支給額（1回限り）

道内事業所 支援金 **10万円**

※要件を満たす方の**雇入れ数に制限はありません**が、**事業所への支援金支給は1回限り**です。

道内や道外に在住する方 奨励金 **10万円**（+ 移動費 **実費上限 10万円**）

### ◆対象職種

飲食物調理スタッフ、接客・給仕、清掃スタッフ、保健師・助産師・医療技術者、介護サービス、保育士・幼稚園教諭、営業職、自動車運転手、金属材料製造、製品製造・加工処理、機械整備・修理、建築・土木技術者・電気工事作業員、警備、農業作業員 など

### ◆対象者

事業所	○道内に本店若しくは主たる事務所又は事業所を有する法人又は個人であって、条件を満たす道内や道外に在住する者を一定期間以上雇用
個人	○令和4年12月6日から令和5年3月31日までに一定期間以上就労する次の条件を満たす道内や道外に在住する方 <ul style="list-style-type: none"> <li>・道外に在住する方: 3週間につき<b>10日以上勤務</b></li> <li>・道内に在住する方: <b>労働時間が20時間/週以上、31日以上の雇用見込み</b>があり、3週間につき<b>10日以上勤務</b></li> </ul>

★令和5年(2023年)1月27日(金)から受付開始予定★

### ◆ホームページ

詳細はホームページでご確認ください。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/jinzaikakuhokinkyushien.html>

### ◆問い合わせ先

北海道 経済部 労働政策局 産業人材課 人材確保支援係

メール: keizai.jinzai1@pref.hokkaido.lg.jp 電話: 011-251-3896

**人材確保と経営力強化に取り組む企業を応援します**  
**【北海道ビジネスサポート・ハローワーク】のご案内について【更新】**

(北海道)

北海道ビジネスサポート・ハローワークは、人材の確保・育成や、生産性の向上、経営力の強化などの課題に対応しようとする中小企業の皆様、および新規に創業をお考えの皆様へのサービスを、ワンストップで提供する北海道と北海道労働局が共同で運営する施設です。

ぜひお気軽にご相談ください。



**北海道ビジネスサポート・ハローワーク**

**◆サービス内容**

- ・企業の在職者訓練に係る案内・相談、求人コンサルティング
- ・助成金に関する案内相談、助成金セミナーの開催
- ・経営相談(同一フロアの北海道中小企業総合支援センターの専門家等が対応)

**◆2月の事業所向けセミナー**

**1 助成金制度活用セミナー** 会場:北海道ビジネスサポート・ハローワーク

① キャリアアップ助成金セミナー	2/7 (火) 14:00～15:30
② 人材開発支援助成金セミナー	2/14 (火) 14:00～15:00
③ 特定求職者雇用開発・トライアル雇用助成金セミナー	2/21 (火) 14:00～15:30
④ 人材確保・業務改善・両立支援助成金セミナー	2/28 (火) 14:00～16:00

\*上記①、③は 60 分のセミナーの後、高齢・障害・求職者雇用支援機構から「65 歳超雇用推進助成金」の説明があります。(30 分)

**2 雇用保険関係セミナー** 会場:北海道ビジネスサポート・ハローワーク

① 雇用保険事務手続きセミナー	2/9(木) 14:00～16:00
② 電子申請活用セミナー	2/16(木) 14:00～15:30
③ 雇用継続給付セミナー	2/22(水) 14:00～16:00

\*上記①、③は 90 分のセミナーの後、雇用管理改善セミナーがあります。(30 分)

★セミナー詳細、申込については以下の HP をご覧ください。

[https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/list/sapporo/shisetsu/\\_93897.html](https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/list/sapporo/shisetsu/_93897.html)

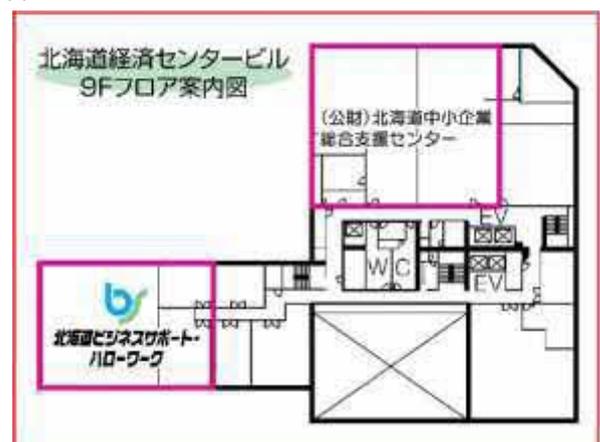
**◆センター概要**

開庁時間:月曜日～金曜日 9:30～17:00(土日祝日及び 12/29～1/3 はお休み)

所在地:札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 2

北海道経済センタービル 9F (北海道中小企業総合支援センターと同一フロアです)

TEL:011-200-1622 FAX:011-281-2351 利用料:無料



## 「働き方改革関連特別相談窓口」のご案内 **【更新】**

(北海道)

道では、働き方改革やテレワークに関する地域の中小企業者等の相談対応の強化を図るため、本庁及び(総合)振興局に相談窓口を設置し、国(北海道労働局)と連携した専門家による相談・助言等を行います。

### ◆支援内容

#### 1 名称等

〔名称〕 「働き方改革関連特別相談窓口」

〔設置場所(16ヶ所)〕

- ・ 経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室内
- ・ 各(総合)振興局産業振興部商工労働観光課内
- ・ 後志総合振興局産業振興部商工労働観光課小樽商工労働事務所内

#### 2 業務

上記振興局等の窓口において、職員が日常的に相談に対応するほか、定期的(月1回程度)に巡回相談日を設けて、専門家による相談対応を行います。

なお、専門家は、北海道労働局が設置する「北海道働き方改革推進支援センター」から派遣していただきます。

### ◆働き方改革特別相談窓口設置箇所及び連絡先

名称	所在地	電話番号
空知総合振興局商工労働観光課	068-8558 岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0061
石狩振興局商工労働観光課	060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目	011-204-5827
後志総合振興局商工労働観光課	044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1362
後志総合振興局小樽商工労働事務所	047-0033 小樽市富岡1丁目14番13号	0134-22-5525
胆振総合振興局商工労働観光課	051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル	0143-24-9588
日高振興局商工労働観光課	057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号	0146-22-9282
渡島総合振興局商工労働観光課	041-8558 函館市美原4丁目6番16号	0138-47-9457
檜山振興局商工労働観光課	043-8558 檜山郡江差町字陣屋町336-3	0139-52-6643
上川総合振興局商工労働観光課	079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号	0166-46-5938
留萌振興局商工労働観光課	077-8585 留萌市住之江町2丁目1番2号	0164-42-8440
宗谷総合振興局商工労働観光課	097-8558 稚内市末広4丁目2番27号	0162-33-2528
オホーツク総合振興局商工労働観光課	093-8585 網走市北7条西3丁目	0152-41-0635
十勝総合振興局商工労働観光課	080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地	0155-26-9044
釧路総合振興局商工労働観光課	085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号	0154-43-9183
根室振興局商工労働観光課	087-8588 根室市常磐町3丁目28番地	0153-23-6829
道庁雇用労政課働き方改革推進室	060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目	011-204-5354

### ◆問い合わせ先

北海道経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室(Tel:011-204-5354)

## 労働相談窓口のご案内【更新】

(北海道)

道では、労働相談ホットライン及び中小企業労働相談所において、労働問題でお困りの皆様からの相談をお受けしております。お気軽にご相談ください。

## ◆ 労働相談ホットライン

労働問題の専門家である社会保険労務士が、労働条件やその他、様々な労働問題でお困りの方からの相談に電話(フリーダイヤル)で対応しています。なお、相談は無料です。

■フリーダイヤル 0120-81-6105

■相談受付 <月曜日～金曜日> 17:00～20:00  
<土曜日> 13:00～16:00

※祝日、5月2日～7日、8月12日～15日、12月28日～1月3日を除く

○ 労働相談ホットラインでは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業主の方や労働者の方の相談にも応じております。

## ◆ 中小企業労働相談所

各(総合)振興局でも相談を受け付けています。

名称	所在地	電話番号
空知総合振興局商工労働観光課	068-8558 岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0061
石狩振興局商工労働観光課	060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目	011-204-5827
後志総合振興局商工労働観光課	044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1362
後志総合振興局小樽商工労働事務所	047-0033 小樽市富岡1丁目14番13号	0134-22-5525
胆振総合振興局商工労働観光課	051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル	0143-24-9588
日高振興局商工労働観光課	057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号	0146-22-9282
渡島総合振興局商工労働観光課	041-8558 函館市美原4丁目6番16号	0138-47-9457
檜山振興局商工労働観光課	043-8558 檜山郡江差町字陣屋町336-3	0139-52-6643
上川総合振興局商工労働観光課	079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号	0166-46-5938
留萌振興局商工労働観光課	077-8585 留萌市住之江町2丁目1番2号	0164-42-8440
宗谷総合振興局商工労働観光課	097-8558 稚内市末広4丁目2番27号	0162-33-2528
オホーツク総合振興局商工労働観光課	093-8585 網走市北7条西3丁目	0152-41-0635
十勝総合振興局商工労働観光課	080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地	0155-26-9044
釧路総合振興局商工労働観光課	085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号	0154-43-9183
根室振興局商工労働観光課	087-8588 根室市常磐町3丁目28番地	0153-23-6829

■相談受付 <月曜日～金曜日> 9:00～17:30 (祝日、12月29日～1月3日を除く)

■下記ホームページにも掲載しています。

【URL】<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/soudan/soudansaki/zennpenn.html>

労働相談ホットライン 北海道

で

検索



地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）

地域活性化雇用創造プロジェクトに係る特例支給のご案内

（北海道）

地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）は、国の指定する地域（同意雇用開発促進地域等）において、次の3つの要件を満たしている必要があります。

- ① 指定地域において、雇用を拡大すべく事業所の新設や増改築などの整備を行うこと。
- ② 事業所の設置・整備、雇用拡大にあたり、事前に計画書を作成し、厚生労働省北海道労働局長に提出すること
- ③ 対象となる労働者をハローワークを通じて3人（創業時は2人）以上雇い入れ、雇用保険の被保険者とすること。

この上で、令和4年度に北海道が実施する地域活性化雇用創造プロジェクト事業（以下、「地プロ事業」）に参加した場合、地域要件が道内全域となり、地プロに係る特例支給（基本支給+上乘せ支給）の対象となることが出来ます。

【基本支給額】

設備・整備に要した費用及び労働者の雇い入れ人数に応じて、支給申請ごとに最大3回支給。

設置・整備に要した費用	対象労働者の数			
	3～4人	5～9人	10～19人	20人以上
300万円以上1,000万円未満	48万円/60万円	76万円/96万円	143万円/180万円	285万円/360万円
1,000万円以上3,000万円未満	57万円/72万円	95万円/120万円	190万円/240万円	380万円/480万円
3,000万円以上5,000万円未満	86万円/108万円	143万円/180万円	285万円/360万円	570万円/720万円
5,000万円以上	114万円/144万円	190万円/240万円	380万円/480万円	760万円/960万円

※表中の額は、左側が基本額、右側が生産性の向上が認められる場合の額。

基本支給の対象となる地域（同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域等）

- 【空知】夕張市、由仁町、栗山町
- 【石狩】石狩市（旧厚田郡厚田村の区域）、江別市、北広島市、新篠津村
- 【後志】島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、喜茂別町、共和町、岩内町、神恵内村
- 【胆振】なし 【日高】なし
- 【渡島】函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町
- 【檜山】江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町
- 【上川】当麻町、比布町、愛別町、上川町、富良野市、南富良野町、幌加内町、占冠村
- 【留萌】羽幌町（焼尻島、天売島の区域）【宗谷】礼文町、利尻町、利尻富士町
- 【オホーツク】なし 【十勝】なし 【釧路】厚岸町（小島の区域）【根室】なし

※表中の額は、左側が基本額、右側が生産性の向上が認められる場合の額。

【特例支給額（上乘せ支給額）】

初回のみ上乘せ支給

(例)50万円/人×3人  
= 150万円

※特例支給は、対象となる業種等の条件があります。  
※1事業所あたり20人が上乘せ支給の上限人数。

地域活性化雇用創造プロジェクト事業に参加すると

道内全域に拡大

地プロ協議会

事務局：北海道経済部労働政策局雇用労政課

「地域産業を支える労働力の確保」と「先端的産業分野のデジタル化推進による生産性向上」の2つのテーマを設定し、産業振興と雇用創出を一体的に実施

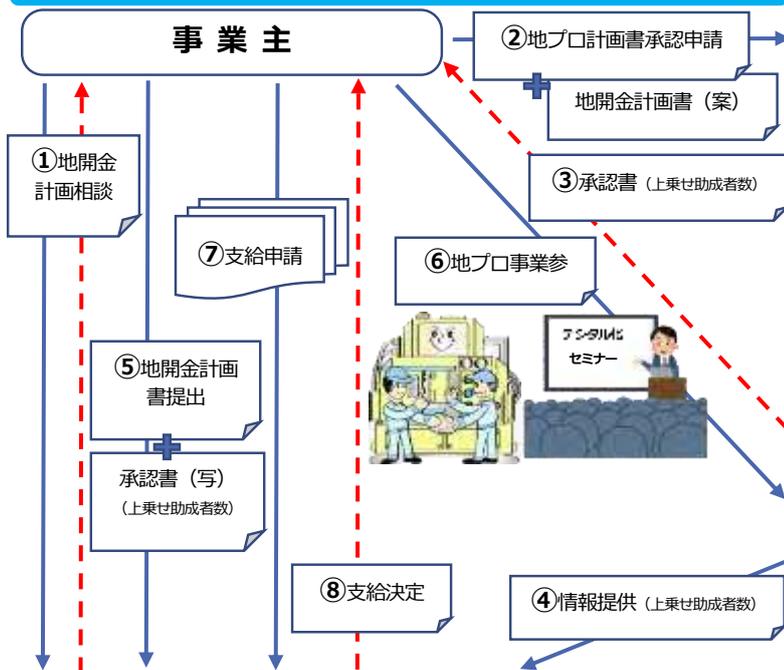
○対象業種（戦略的雇用創造分野）

- ・**人手不足産業分野**  
農業・林業、卸売業・小売業、製造業、サービス業、運輸業・郵便業、建設業
- ・**先端的産業分野**  
ものづくり産業、ヘルスケア関連産業、航空機関連産業

○事業の概要

- ・働き方改革推進、就業環境改善等への支援
- ・非正規労働者の**正社員転換**等に向けた専門家派遣
- ・生産性向上と人材の職場定着につながる**デジタル技術の導入**に関する相談支援・専門家派遣等
- ・ヘルスケア・航空機関連産業における**デジタル技術を活用した事業拡大**等に向けた相談支援・専門家派遣等
- ・企業見学会、デジタル技術を活用した**専門知識習得・スキルアップ研修、人材育成研修**等
- ・若年労働者・女性・高齢者・コロナ離職者等多様な働き手の就業促進に向けた**合同企業説明会**等
- ・農業法人への**マッチング支援**
- ・専門的な知識・技能を有する若年者の人材確保に向けた**UIターンイベント**出展

特例支給の流れ



北海道労働局

受給手続きなどの詳細は、こちらへお問い合わせください。  
雇用助成金さっぽろセンター（電話：011-788-9152）  
または 最寄りのハローワーク（公共職業安定所）へ

事業やイベント等の概要についてはホームページをご覧ください。

地プロ 北海道 検索



北海道 海外人材待機費用緊急補助金

(北海道)

道では、道内企業が海外から外国人材を受け入れる際、国による新型コロナウイルス感染症に関する水際対策に対応するための宿泊費用を緊急的に支援します。



申請期間	2022年4月1日～2023年3月17日
補助対象者	道内企業等 道内に所在する事業所において、道内で業務に従事する海外人材(2022年3月19日以後に水際対策への対応を終了した日本国籍を有しない者)を雇用する法人又は個人
対象在留資格	①技能実習 ②特定技能 ③経営・管理、医療、研究、技術・人文知識・国際業務、介護、技能、特定活動(インターンシップ、EPA等)の内、「対象の14業種」で就労するもの ※1  ※1 対象の14業種: 介護分野、ビルクリーニング分野、素形材産業分野、産業機械製造分野、電気・電子情報関連産業分野、建設分野、造船・船用工業分野、自動車整備分野、航空分野、宿泊分野、農業分野、漁業分野、飲食料品製造分野、外食業分野
補助額	1人1万円(上限) × 国が求める期間(上限)
補助対象経費	水際対策対応のため道内企業等が負担した宿泊費(実費) (2022年4月1日から2023年3月17日17時まで申請した分)
対象期間	2022年3月19日以後チェックアウト済から <b>2022年10月11日チェックアウト済まで</b>

詳細は特設サイトをご覧ください

◆問い合わせ先

北海道海外人材待機費用緊急補助金申請受付窓口(コールセンター)

TEL:011-251-5803

受付時間: 平日 9:00～17:00



戦略産業人材確保・定着支援事業  
「中小企業の人材に関するお悩みプロが支援します」

(北海道)

地域産業を支える労働力の確保に向け、北海道の戦略的産業分野の人材確保・定着を支援し、良質で安定的な正社員など雇用の創出・定着を図る事業です。

中小企業の **人材** に関するお悩み

道内企業 **無料**  
限定 **100社**

# プロが支援します

支援内容事例	<b>業務効率アップ支援</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>● 仕事上のポイントを可視化し、改善していくための業務の棚卸し</li> <li>● ICT化可能な業務があるか検討し、システム導入による効率化を図る</li> <li>● 各種助成金、補助金の活用支援</li> </ul>	<b>採用強化支援</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自社の魅力を伝える求人票の作成</li> <li>● 自社の取り組みをアピールするための認証制度取得支援</li> <li>● 各種助成金の活用支援</li> </ul>	<b>定着率アップ支援</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>● 従業員の成長や会社のビジョンを共有するための評価制度の構築</li> <li>● 働きやすい職場環境整備のための制度及び規程の社内周知</li> <li>● 各種助成金の活用支援</li> </ul>
--------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

こんな企業におすすめ！！

人を募集しても応募が来ないので  
専門家に相談したいけどコンサルタント会社に  
相談するとお金がかかるのがネック

採用したからには定着させたい  
ので評価制度を見直したいけど  
意外と難しくてなかなか進まない

等々

- 対象企業：全道各地の中小・小規模企業等
- 対象業種：農業・林業、卸売業・小売業、製造業、サービス業(他に分類されないもの)、運輸業、郵便業、建設業
- 本事業を活用いただき良質な雇用による採用を目指していただきます。  
良質な雇用とは、月給 20 万 100 円以上、残業月 20 時間以下などの条件を満たす正社員等をいいます。

**お申し込み方法**

**FAX** 下記の申込書にご記入の上、  
**011-206-9750** まで、送信してください

**WEB** <https://www.mamanavi.tv/company/hokkaido-human-resource-support>  
二次元コードを読み取りお申し込みください

**TEL** **011-206-9150** 受付時間 平日 9:00～17:00

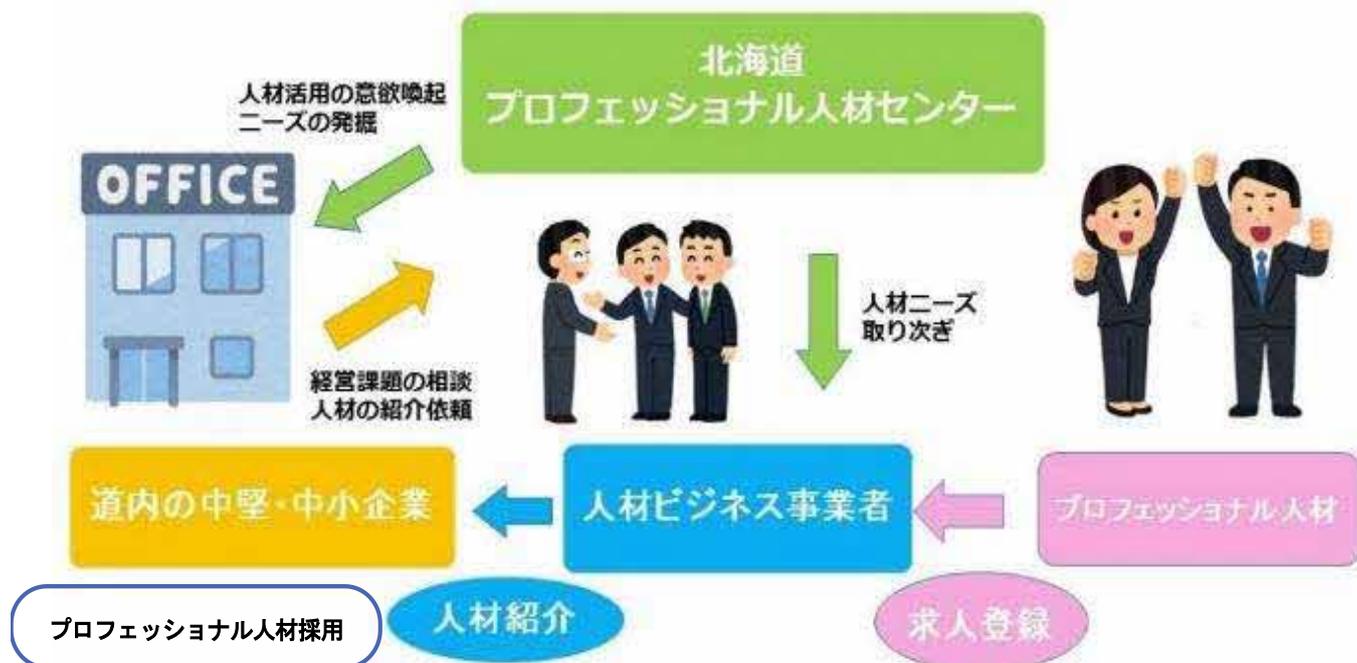
**申込受付** 令和4年 令和5年  
**8月～1月** まで  
※定員になり次第締切



北海道プロフェッショナル人材センターをご活用ください

(北海道)

北海道プロフェッショナル人材センターでは、潜在的成長力の高い道内の中堅・中小企業の成長戦略を実現するために、新規事業の創出、既存事業の拡大、生産性向上などをリードするプロフェッショナル人材の活用をご提案し、採用をサポートします。

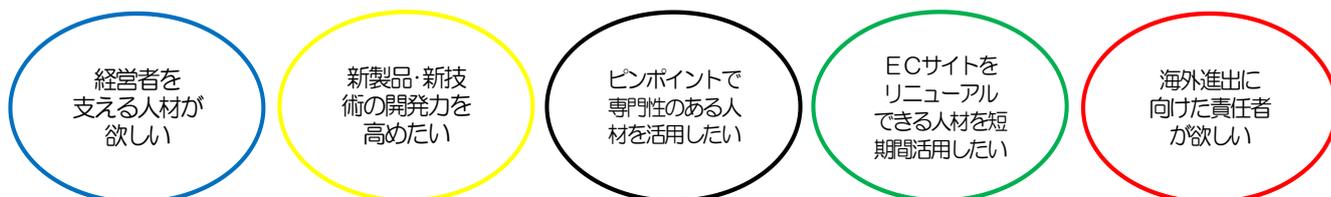


◆ プロフェッショナル人材とは？

新たな商品・サービスの開発、その販路の開拓や、生産性向上などの取組を通じて、企業の成長戦略を具現化していく人材のことをいいます。

- 経営人材・経営サポート人材(企業経営経験者、事業部管理等のマネジメント経験者等)
- 新規事業・販路開拓人材(営業や新規事業の立ち上げ経験者、海外事業でのマネジメント経験者等)
- 生産性向上人材(生産管理責任者・工場長等の経験者、技術者として開発リーダー等の経験者等)
- 副業・兼業人材(都市部企業などで働いているフリーランスも含めた専門性のある人材)

◆ 企業の成長実現に向け、新たな人材及び副業・兼業人材の活用を検討しているときは北海道プロフェッショナル人材センターにお気軽にご相談ください。



◆ 問い合わせ先

北海道プロフェッショナル人材センター

〒060-8676 札幌市中央区大通西4丁目1番地道銀別館ビル7階

TEL:011-233-1428 FAX:011-207-5220

WEB:<https://pro-jinzai-hokkaido.jp/>



## 北海道短期おしごと情報サイト

(北海道)

新型コロナウイルス感染症の影響により、観光客の激減で事業の継続や従業員の雇用維持に苦慮している観光関連の産業がある一方で、「日本の食」を支えている北海道の基幹産業の農業などでは、これから農繁期を迎えるに当たり深刻な人材不足に直面しています。

このため、道では「北海道短期おしごと情報サイト」を立ち上げ、人材を必要としている企業等の求人情報を提供し、一時帰休などの状況にあって短期的に働きたい希望を持つ方々やアルバイト先が無くなり困っている学生の方などを繋げることにより、生産維持・事業継続をサポートします。

### ◆北海道短期おしごと情報サイト

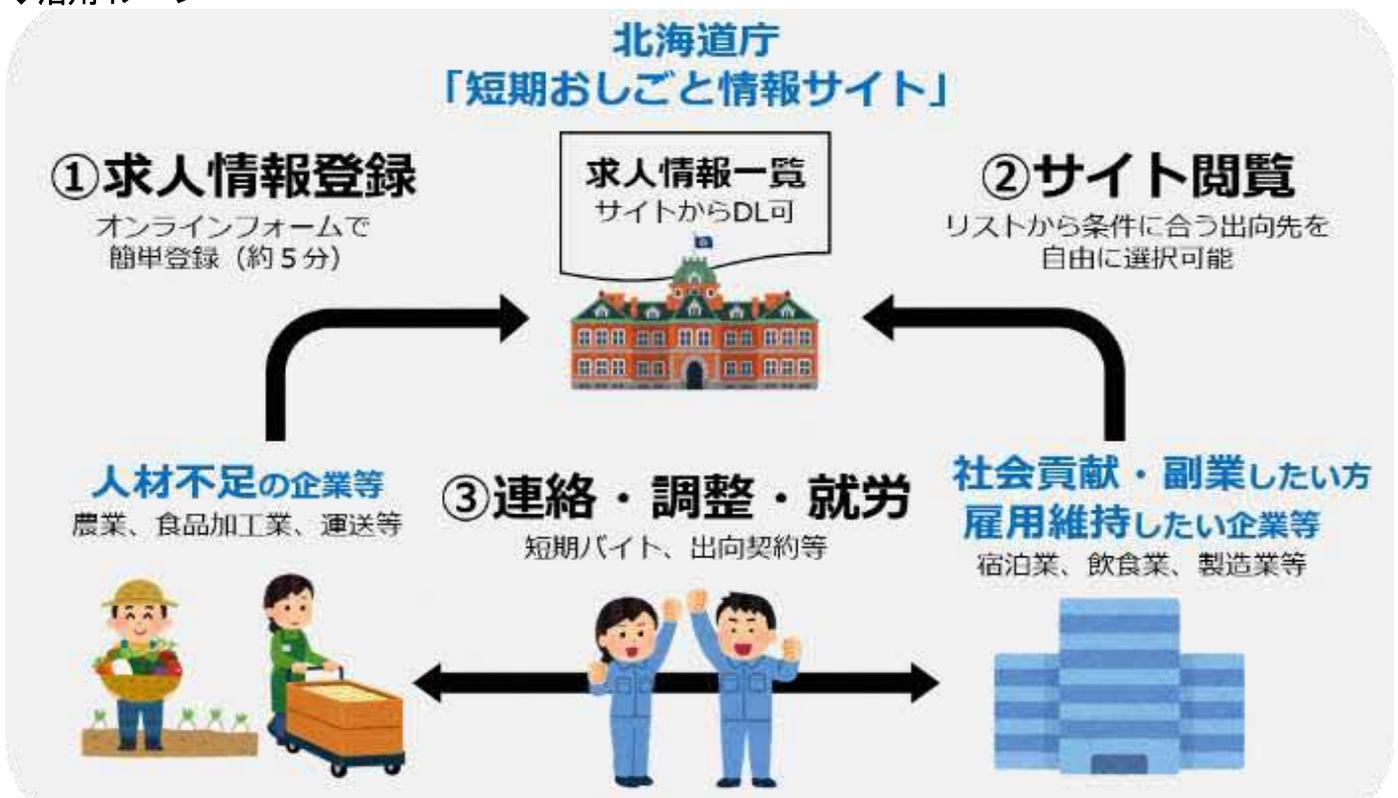
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/oshigoto.html>



### ◆開設

令和2年4月23日

### ◆活用イメージ



#### 【雇用維持・社会貢献されたい場合】

- ・一時帰休され、副業を許可している場合は、従業員の皆様への周知をお願いいたします。  
(休業手当を支払った従業員が副業で収入を得た場合も、休業手当に係る雇用調整金は受給可能です)
- ・企業同士で出向契約を結んだ場合も、雇用調整助成金の支給対象となる場合があります。

#### 【人材が不足している場合】

- ・求人情報を、サイトの入力フォームから登録ください。

#### 【共通】

- ・雇用にあたっては、新型コロナウイルス感染予防に十分にご配慮願います。

### ◆問い合わせ先

北海道経済部労働政策局産業人材課人材確保支援係 (TEL:011-251-3896)

中小企業大学校旭川校 2月開講講座のご案内  
～中小企業の人材育成をサポート～ **【更新】**

(中小企業大学校旭川校)

中小企業大学校旭川校は、経済産業省所管の独立行政法人である中小機構が運営する研修機関です。今回は、2023年2月に開講する研修のご紹介をいたします。カリキュラム詳細をご覧頂き、ぜひ、受講をご検討ください。お申し込みは、ホームページまたはファックスでお受けしています。

◆◇ ご案内 ◆◇

2023年度の研修ガイド<速報版>を配布しています。資料請求は下記お問い合わせ先まで。

各市町村・金融機関・商工会議所・商工会等で受講助成制度があります。

【公的助成制度】 <https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/aid/index.html> をご覧ください。

詳細は、中小企業大学校旭川校までお問い合わせ下さい。

TEL : 0166-65-1200 FAX : 0166-65-2190 E-mail : asahi-kenshu@smrj.go.jp

中小企業大学校旭川校の講座内容 および 最新情報は、

ホームページ( <https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/index.html> )をご覧ください。

旭川校 HP



No40 経営トップセミナーⅡ(札幌キャンパス開催)  
～ 常識にとらわれない経営で道なき道を切り拓く! ～

この研修では、中小企業ならではの強みを活かした経営に焦点を当て、様々な事例をもとに自社の今後の方向性を見極めるヒントをつかみます。

◆この研修のポイント

1. 経営環境の変化をつかみ、企業が持続的に成長・発展するための新たな視点や考え方を学びます。
2. 中小企業ならではの強みの活かし方を様々な事例を通じて理解します。
3. 事例企業の経営者から常識にとらわれない新しいビジネスのヒントを学びます。

◆研修期間 2月2日(木) 1日間

◆研修時間 6時間

◆対象者 経営者、経営幹部

◆受講料 16,000円(税込)

◆講師 北海道大学大学院経済学研究院 教授 平本 健太 氏  
株式会社感動いちば 代表取締役社長 坂崎 雄一郎 氏

◆詳細はこちら

<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2022/pcgpup0000002wo8.html>

No. 41 トラック運送業の業務改善講座  
～ 荷主と連携した事業・業務改革の考え方と進め方 ～

この研修では、トラック運送業界の現状と今後の動向を理解した上で、トラック運送業者の多くが抱える経営課題を参考に、自社の経営課題を整理します。また、物流 KPI(重要業績評価指標)について学び、自社課題の抽出と今後の解決策の検討に取り組みます。

◆この研修のポイント

1. トラック運送業界の今後の展望や課題を学びます。
2. 生産性向上や働き方改革への取り組み方を学びます。
3. 他社事例を参考に自社課題の整理ができます。

- ◆研修期間 2月2日(木)～2月3日(金) 2日間
- ◆研修時間 13時間
- ◆対象者 経営幹部、管理者、その候補者
- ◆受講料 22,000円(税込)
- ◆講師 近代経営システム研究所 代表 森高 弘純 氏

◆詳細はこちら

<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2022/pcgpup0000002wu1.html>

No. 42 建設業のための現場管理者養成講座  
～ 建設業特有の課題に対応するための現場リーダー研修 ～

この研修では、建設業の現場を想定し、関係者を調整して円滑な現場運営を実現するうえで必要となるリーダーシップと、建設業の現場で発生するさまざまな問題を解決できる力を身につけることを目的とします。

◆この研修のポイント

1. 建設業の現場を想定した、業界特化型のリーダー研修です。
2. リーダーシップ、コミュニケーション、問題解決といった、現場リーダーに必須のスキルを学びます。
3. CPDS 認証講座(21 ユニット取得可)

- ◆研修期間 2月6日(月)～2月8日(水) 3日間
- ◆研修時間 21時間
- ◆対象者 管理者、新任管理者、その候補者
- ◆受講料 32,000円(税込)
- ◆講師 北海道ジョブパートナー 代表 西條 永里子 氏

◆詳細はこちら

<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2022/pcgpup0000002wzv.html>

No. 204 中堅管理者研修(帯広開催)  
～ チームをけん引できる人材を目指す ～

この研修では、中堅管理者がリーダーとしてステップアップすべく、これまで培った自身のリーダーシップやチームマネジメントのスキルに、より一層の磨きをかけ、組織を活性化させるマネジメントの方法を学びます。

◆この研修のポイント

1. 中堅管理者として求められる役割を理解し、リーダーシップを発揮する方法を学びます。
2. 部下とのコミュニケーションを円滑にし、チームをけん引する方法を演習を通じて学びます。
3. 学んだ内容を自社内で発揮するための、自身の行動計画を策定します。

◆研修期間 2月7日(火)～2月9日(木) 3日間

◆研修時間 21時間

◆対象者 管理者

◆受講料 32,000円(税込)

◆講師 株式会社 HR インスティテュート HRI フェロー チーフコンサルタント 染谷 文香 氏

◆詳細はこちら

<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2022/p9o4mb00000035mr.html>

No. 43 経営基盤を強化する会計実務講座  
～ 図解と事例で理解する資金繰り ～

この研修では、持続的成長を目指すため、企業経営における資金の重要性、収益との関係について学びます。また、資金調達や資金繰りの考え方、資金繰り表の作成方法について演習を交えながら学びます。

◆この研修のポイント

1. 企業経営における収益と資金の関係、金融機関が着目するポイントについて学びます。
2. 様々な事例から資金の流れを把握し、資金繰り、資金構造について考えます。
3. 演習を通じて資金繰り表を作成し、資金の側面から経営改善策について検討します。

◆研修期間 2月8日(水)～2月10日(金) 3日間

◆研修時間 21時間

◆対象者 経営幹部、管理者、その候補者

◆受講料 32,000円(税込)

◆講師 長尾公認会計士事務所 代表 公認会計士 長尾 義敦 氏  
佐藤義仁公認会計士事務所 代表 公認会計士 佐藤 義仁 氏

◆詳細はこちら

<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2022/pcgpup0000002yq8.html>

No. 49 中堅管理者研修③(札幌キャンパス開催)

～ 自分を磨き、組織を成長させる自律型上司の在り方 ～

この研修では、初級管理者から中堅管理者へと脱皮し、より高いマネジメント能力を得ることをねらいとし、その土台である自身の意識・意欲と組織をまとめる力を向上させることを学びます。また、中堅管理者として、自身の成長を組織に波及させていくための行動計画を作成します。

◆この研修のポイント

1. 「考える」「気づき」を軸に自分の立ち位置と役割を把握します。
2. 中堅管理者として必要なコミュニケーションとリーダーシップのあり方について体験を通じて学びます。
3. 多くの実践例等を参考に内省に重きを置き自律型上司を目指します。

- ◆研修期間 2月14日(火)～2月16日(木) 3日間
- ◆研修時間 18時間
- ◆対象者 管理者、その候補者
- ◆受講料 29,000円(税込)
- ◆講師 有限会社石田コンサルタントオフィス 代表取締役 石田 邦雄 氏

◆詳細はこちら

<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2022/ki772s0000002f2h.html>

No. 44 リーダーシップ強化講座②

～ 部下のやる気と能力を引き出すリーダーシップ ～

この研修では、管理者に求められるリーダーシップの知識・スキルを理解し、効果的に発揮する方法について、演習を交えて学びます。

◆この研修のポイント

1. 職場づくりの核となる管理者・リーダーに求められる役割とリーダーシップを理解します。
2. 組織力を最大限に引き出すためのリーダーシップを発揮する方法を学びます。
3. 自身の現状をふまえて、理想とするリーダー像の実現に向けて「何をすべきか」を明確にできます。

- ◆研修期間 2月15日(水)～2月17日(金) 3日間
- ◆研修時間 21時間
- ◆対象者 管理者、新任管理者、その候補者
- ◆受講料 32,000円(税込)
- ◆講師 株式会社インテレッジ 代表取締役 中小企業診断士 高橋 正也 氏

◆詳細はこちら

<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2022/pcgpup0000002xo5.html>

No. 45 決算書の読み方基礎講座(札幌キャンパス開催)  
～ 経験がない人でも身につく！よくわかる財務の基本 ～

この研修では、決算書の仕組みや用語の意味、数字の流れなどを理解した上で、決算書から企業の経営体質や課題を読み取るポイントを学びます。

◆この研修のポイント

1. 経理・財務に関する知識がない方にも、分かりやすく説明します。
2. 決算書の数字の意味など、財務の基礎知識を学びたい方におすすめの研修講座です。
3. 決算書の着眼点を理解し、決算書から企業の活動内容を読み解く方法を学びます。

- ◆研修期間 2月20日(月)～2月21日(火) 2日間
- ◆研修時間 13時間
- ◆対象者 管理者、新任管理者、その候補者
- ◆受講料 22,000円(税込)
- ◆講師 財務リスク研究所株式会社 代表取締役 横山 悟一 氏

◆詳細はこちら

<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2022/pcgpup0000002yk.html>

No. 205 DX・デジタル化の進め方(室蘭開催)  
～ どこから始める? 「身の丈」に合ったデジタル化のススメ ～

この研修では、DX・デジタル技術の進展が中小企業に与える影響を理解したうえで、実際にデジタル技術を活用して成果を上げている中小企業の事例や最新のデジタルツールの活用法を押さえ、自社のデジタル化に向けた構想を検討します。

◆この研修のポイント

1. DX・デジタル化の進展が中小企業に与える影響を理解します。
2. 最新のデジタルテクノロジーと中小企業での活用法が学べます。
3. 自社のビジネスモデルや業務プロセスを整理し、デジタル化に向けたイメージを描きます。

- ◆研修期間 2月21日(火)～2月22日(水) 2日間
- ◆研修時間 12時間
- ◆対象者 経営幹部、管理者
- ◆受講料 22,000円(税込)
- ◆講師 株式会社カレッジフェイス 代表取締役 岩岡 博徳 氏

◆詳細はこちら

<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2022/p9o4mb00000043lq.html>

No. 46 人材定着の考え方・進め方  
～ 期待する人材を定着させる！人材採用と定着の勘所 ～

この研修では、中小企業を取り巻く雇用環境の変化を踏まえ、自社の求める人材像の変革の必要性を確認し、明確化します。また、人材の定着を図るためのポイントを押さえた上で、自社の人材定着プランを検討します。

◆この研修のポイント

1. 採用環境の変化と自社への影響がわかります。
2. 自社の期待する人材像を明確化します。
3. 人材定着に向けた対策を考えます。

◆研修期間 2月27日(月)～3月1日(水) 3日間

◆研修時間 21時間

◆対象者 経営幹部、管理者、その候補者

◆受講料 32,000円(税込)

◆講師 社会保険労務士法人トゥービーワーク 代表社員 柳沢 隆 氏

◆詳細はこちら

<https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2022/pcgpup0000002xw1.html>



## 技能・技術習得のための能力開発セミナー【更新】

(ポリテクセンター北海道)

企業等の在職者の方々を対象に、技能・技術の習得・向上を目的に“ものづくり分野”を主とした「能力開発セミナー」を2~5日間程度の期間で実施しています。

能力開発セミナーは、事業主及び受講者の方々からも大変ご好評いただいています。直近に実施する能力開発セミナーを記載しておりますので、貴社の人材育成にご活用ください。

### <令和4年度能力開発セミナー開催予定（2月～3月） 受講申込受付中！！>

分野	番号	コース名	開催日	定員(人)	受講料(円)
機械	1M024	TIG溶接技能クリニック	3/2-3(12H)	8	18,500
電気・電子	1D127	PLCプログラミング技術	2/3-4(12H)	10	9,500
	1H110	PLCによる電動機制御の実務(現場で出来る故障対応)	2/9-10(12H)	10	8,000
	1D128	PLC制御の応用技術(応用命令編)	2/17-18(12H)	10	9,500
	1D122	実習で学ぶ画像処理・認識技術(Python×OpenCV)	2/21-22(12H)	10	10,000
	1D129	製造現場におけるLAN活用技術	3/2-3(12H)	10	9,000
	1D120	IoT 機器を活用した組込みシステム開発技術	3/15-17(18H)	10	13,000
	1H122	PLCによる電動機制御の実務(現場で出来る故障対応)	3/16-17(12H)	10	8,000
	1H120	有接点シーケンス制御の実践技術	3/23-24(12H)	10	8,000
	1H121	シーケンス制御による電動機制御技術	3/25-26(12H)	10	10,000
居住	1H007	実践建築設計2次元CAD技術(Jw_CAD製図支援編)	2/16-17(12H)	10	7,000
	1H015	実践建築設計3次元CAD技術	2/21-22(12H)	10	10,000
	1H107	自動火災報知設備工事の施工・保守技術 <span style="color: red;">※セット受講推奨</span>	3/18-19(12H)	10	15,500
	1H008	実践建築設計2次元CAD技術(Jw_CAD製図支援編)	3/23-24(12H)	10	7,000
	1H011	実践建築設計2次元CAD技術(Jw_CAD作図効率向上編)	3/27-28(12H)	10	7,000

※会場はすべてポリテクセンター北海道(札幌市西区)です。

#### 【問い合わせ先】

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道支部(ポリテクセンター北海道)  
生産性向上人材育成支援センター 能力開発セミナー担当(訓練第二課)

TEL:011-640-8823 FAX:011-640-8830

<ホームページURL> <https://www3.jeed.go.jp/hokkaido/poly/zaishoku/index.html>



「生産性向上支援訓練」のご案内 **【更新】**

(ポリテクセンター北海道)

「生産性向上支援訓練」は、企業や事業主団体の生産性を向上するための職業訓練で、北海道、北海道労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の三者で締結した「北海道労働政策協定」に基づき実施するものです。

訓練は、ポリテクセンターに設置した生産性向上人材育成支援センター(生産性センター)が、専門的な知見やノウハウを持つ民間機関等に委託し、企業・団体の課題やニーズにあわせて実施します。

さまざまな内容・分野の幅広い職務階層の方を対象としたカリキュラムで従業員の生産性向上をお手伝いします。

<令和4年度 生産性向上支援訓練の募集申込受付開始!!> ※1名から受講可能

番号	コース名	開催日	定員(人)	受講料(円)	申込期限
札36	ビッグデータ活用	3/7(火)	30	3,300円	1/31(火)

## &lt;コース内容&gt;

ビッグデータとは、管理したり分析したりすることが困難な大量のデータ群のことで、データ形式や種類は様々です。しかし、「技術の発展により、ビジネスへの活用が可能になってきました。当コースでは、ビッグデータから必要な情報を抽出し、選定する方法を理解することで、ビジネス展開するための知識習得を目指します。

**【新着情報】**

令和5年4月～8月の実施コースについて、1月下旬毎週このホームページへ掲載を予定しております。

**DX人材の育成をサポートしています****■加速する企業のDX化**

DX(デジタルトランスフォーメーション)は、一般的に「最新のデジタル技術を駆使した、デジタル化時代に対応するための企業の変革」という意味で使われています。近年、デジタル化やDXの必要性が高まってきており、多くの企業でITツールの導入や業務改善のほか、様々なものがデジタル化されています。

**■こんなお悩みありませんか？**

- ・デジタル化を進めたいけれど、何をすればいいかわからない。
- ・デジタル化を推進できる人材がいない。
- ・自社で活用できるツールがわからない。

**■まずはお問い合わせください！**

生産性向上人材育成支援センターでは、中小企業・事業主団体等のDX人材の育成を支援しています。

豊富な全46コースの中から、企業課題に合わせたコースをご提案させていただきます。

- ・訓練日数は概ね1～5日間(4～30時間)で設定可能です。
- ・1人あたり**2,200円～6,600円(税込)**で受講が可能です。
- ・自社会議室等での受講が可能です。(企業に講師を派遣します)



**【お問い合わせ先】** ※詳細についてはホームページをご覧ください。

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道支部(ポリテクセンター北海道)

生産性向上人材育成支援センター TEL:011-640-8828 FAX:011-640-8958

<機構のホームページURL> <https://www3.jeed.go.jp/hokkaido/poly/>



## 能力開発セミナー（R5.2月開講予定）のご案内【更新】

（北海道）

在職者の能力向上を図るための職業訓練です。

北海道立高等技術専門学院及び北海道障害者職業能力開発校では、企業に在職している方を対象に、知識・技能を向上させるための職業訓練（能力開発セミナー）を実施しています。

受講料は無料です（テキスト代等の実費負担あり）。訓練の詳細は、各高等技術専門学院等にお問い合わせください。

## R5.2月開講

実施主体	訓練科名	専攻科目名	実施地	施設内外の別		昼夜の別		実施時期		訓練期間		定員
				内	外	昼	夜	開始	終了	日数	時間	
函館高等技術専門学院 0138-47-1121	建築製図科	製図基礎	函館市	○		○		2月1日	2月14日	10	40	10
旭川高等技術専門学院 0166-65-6220	土木科	2級土木施工管理技士	旭川市	○		○		2月6日	2月17日	5	30	10
旭川高等技術専門学院 稚内分校 0162-33-2636	建設経理科	2級建設業計理士	稚内市		○	○		2月13日	2月17日	5	30	10
北見高等技術専門学院 0157-33-4436	溶接技術科	溶接技能者評価試験受験対策	北見市		○	○		2月21日	2月22日	2	12	10

北海道立高等技術専門学院(MONO テク)及び北海道障害者職業能力開発校の

令和5年度の訓練生を募集しています！【更新】

(北海道)

道立高等技術専門学院(全道8学院)と北海道障害者職業能力開発校では、専門的な知識や技術・技能を身に付けて就職しようとする方々を対象に職業訓練を行っております。

各学院等では令和5年度の訓練生を下記の通り募集しておりますので、知識や技能等を身に付け就職を目指している方は是非ご応募ください。なお、募集している訓練科目及び定員等の詳細については、各高等技術専門学院等にお問い合わせください。

また、各高等技術専門学院等のホームページを開設しておりますので、次のアドレスよりご覧ください。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/a0001>



◆ 選考日程等

施設 (選考区分)	高等技術専門学院		障害者職業能力開発校
	推薦選考 (追加募集)	一般選考 (追加募集)	一般選考(B日程)
出願期間	令和5年4月中旬まで		① 令和4年11月18日(金)～令和5年1月16日(月) ② 令和5年1月17日(火)～令和5年2月17日(金) ③ 令和5年2月20日(月)～令和5年4月3日(月)
選考日	2月7日(火)・2月27日(月) 3月20日(月)・4月11日(火) (上記の全道統一日程以外は、 各 MONO テクとの調整により随時実施します)		① 令和5年1月23日(月) (終了) ② 令和5年3月1日(水) ③ 令和5年4月7日(金)
応募資格	○自己推薦 高校等を卒業した方等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高校を卒業した方(令和5年3月卒業見込みの方を含む)又はこれと同等以上の学力を有すると認められる方(高卒者と同等以上の技能習得能力を有すると認められる方を含む)</li> <li>・短期課程については、一般求職者等(新規中学校卒業者を含む)で、職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得しようとする方</li> </ul>	
試験内容	志望理由書	学力試験(国語、数学)	
		面接試験	
その他	選考結果で定員に達した訓練科は募集を終了します		

◆ お問い合わせ先

名称	郵便番号	住所	電話番号
札幌高等技術専門学院	065-0027	札幌市東区北27条東16丁目1番1号	011-781-5541
函館高等技術専門学院	041-0801	函館市桔梗町435番地	0138-47-1121
旭川高等技術専門学院	078-8803	旭川市緑が丘東3条2丁目1番1号	0166-65-6667
北見高等技術専門学院	090-0826	北見市末広町356番地1号	0157-24-8024
室蘭高等技術専門学院	050-0084	室蘭市みゆき町2丁目9番5号	0143-44-3522
苫小牧高等技術専門学院	053-0052	苫小牧市新開町4丁目6番10号	0144-55-7007
帯広高等技術専門学院	080-2464	帯広市西24条北2丁目18番地1号	0155-37-2319
釧路高等技術専門学院	084-0915	釧路市大楽毛南1丁目2番51号	0154-57-8011
障害者職業能力開発校	073-0115	砂川市焼山60番地	0125-52-2774
北海道経済部産業人材課	060-8588	札幌市中央区北3条西6丁目	011-204-5359

## 北海道就業支援センターにおける企業向け支援メニューについて

(北海道)

北海道就業支援センター(ジョブカフェ・ジョブサロン北海道、マザーズ・キャリアカフェ)では、人材確保や職場定着などにお悩みの企業に対し、訪問による個別相談や企業内キャリアコンサルティングを行っております。

そのほか、企業の皆さまにご参加いただき実施する求職者向け支援メニューも下記のとおりでございますので、ぜひご利用ください。

### ◆企業向け支援メニュー

メニュー名	実施内容	実施地域	実施時期
企業個別相談 (訪問支援)	人手不足・職場定着に関する課題を有する企業を訪問し、個別相談を行います。	道内	通年
企業内キャリア コンサルティング	社員のキャリア形成支援を実施する中小企業に対し、当該企業の社員を対象とするキャリアコンサルティングを実施いたします。	道内	通年

### ◆求職者向け支援メニュー ※企業関係分のみ抜粋

メニュー名	実施内容	実施地域	実施時期
職業体験 (インターンシップ)	求職者を職業体験へ誘導するとともに、受入企業開拓を行います。	道内	通年
企業見学会・ 交流会	人手不足産業等の理解促進のため、企業見学会及び交流会を実施いたします。(1日の中で両方開催)	札幌 地方5拠点	随時

### ◆問い合わせ先

北海道就業支援センター(ジョブカフェ・ジョブサロン北海道、マザーズ・キャリアカフェ)

TEL:011-209-4510 (月～金 10:30～19:00、土 10:00～17:00) ※日曜・祝日、年末年始除く。

URL: <https://www.jobcafe-h.jp/>

## 2022 年度 経済安全保障オンラインセミナーを開催します **【新規】**

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、昨今の感染症の世界的流行、大規模サイバー攻撃や国際テロ等により、国際情勢が一段と複雑化する中で、重要性を増す経済安全保障等に関するオンラインセミナーを開催します。

本セミナーでは経済安全保障を巡る最新の動向や技術流出防止に関する実態とその対応策について事例を交えて紹介するほか、外国の会社等から投資を受ける際に必要な手続きや注意事項等についても解説します。

### ◆概要

【日時】2023 年 1 月 25 日(水)14:00～15:40

【配信方法】Microsoft Teams

【定員】80 名(先着順・参加費無料)

【対象】企業、大学、研究機関、支援機関、行政機関等

【主催】経済産業省北海道経済産業局

【協力】北海道経済連合会、北海道経済同友会、札幌商工会議所、新輸出大国コンソーシアム北海道ブロック  
連絡協議会

### プログラム

14:00～ 講演 1: 経済安全保障と日本の対応

経済産業省貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易管理政策課／大臣官房 経済安全保障室

15:00～ 講演 2: 外国への技術流出のリスク

北海道警察本部 外事課

15:20～ 講演 3: 対内直接投資審査制度について

財務省 北海道財務局 理財課、経済産業省北海道経済産業局 国際課

### ◆申し込み方法

以下のフォームより申込みください。

※配信前日までに視聴用 URL をお送りします。

※申込時に記載いただいた情報は、本説明会運営のほか、今後の参考に使用させていただきます。また、個人情報についてはその保護に万全を期すとともに、第三者へ開示・提供することはありません。

【URL】[https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/hokkaido02/202301\\_keizaiarp\\_sem](https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/hokkaido02/202301_keizaiarp_sem)

申込締切: 2023 年 1 月 23 日(月)17:00

### ◆問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 総務企画部 国際課

TEL: 011-709-2311(内線 2606)

E-mail: [hokkaido-kokusai@meti.go.jp](mailto:hokkaido-kokusai@meti.go.jp)

## 環境・エネルギービジネスセミナーを開催します！！

(北海道)

道では、環境・エネルギー産業への新規参入や事業拡大をご検討される企業に向けて国内外の状況や道内企業における参入事例をご紹介します環境・エネルギービジネスセミナーを開催します。

### ◆開催概要

○開催期間:令和5年1月25日(水)13:00~15:30 ※オンラインでの開催を同時に行います。

○開催内容

#### 1 基調講演(13:15~14:15)

- ・「脱炭素をビジネスチャンスと捉え、成長戦略につなげる」
- ・ 講演者:東京大学 教養学部 客員准教授 松本 真由美氏

#### 2-1 分科会A(14:30~15:30)

##### (1)講演

- ・「新築・既設建築物の ZEB 事例について(仮称)」
- ・ 講演者:大成建設株式会社 クリーンエネルギー・環境事業推進部 ZEB・スマートコミュニティ部 部長 小林信郷氏

##### (2)講演

- ・「新築・リフォーム・賃貸の住宅におけるネットゼロエネルギー化事業の取組紹介(仮称)」
- ・ 講演者:株式会社土屋ホーム(動画講演)

#### 2-2 分科会 B(14:30~15:30)

##### (1)講演

- ・「再生可能エネルギー電力を活用したコーポレートPPA(電力購入契約)について(仮称)」
- ・ 講演者:公益財団法人自然エネルギー財団 シニアマネジャービジネス連携 石田 雅也氏

##### (2)講演

- ・「再生可能エネルギーの地産地消に向けたあばしり電力の取組紹介(仮称)」
- ・ 講演者:あばしり電力株式会社 代表取締役社長 村本 正義氏

### ◆申し込み方法

#### 1 Googleフォームによる申し込み

- ①所属、②お名前、③参加方法(会場参加・オンライン参加)、④参加分科会(分科会A・分科会B)
- ⑤メールアドレス、⑥メール以外の連絡先

上記必要事項をご入力の上送信いただくと、参加受付完了のメールが返信されます。

#### 2 申込用紙による申し込み

特設HPに掲載されている申込書に必要事項をご記入の上、FAX受付番号 011-218-7812へ送信ください。

#### 3 特設HPはこちら！(チラシ、申込書等はこちらからアクセス、ダウンロードできます)

<https://energy-hokkaido.com/>

#### 4 令和5年1月19日(木)17:00まで

※参加申込終了後、オンライン参加の方には令和5年1月20日頃、事務局よりオンライン参加のURLを配信します。

kanene-bs@heco-spc.or.jpからのメールを受信できるように設定をお願いします。

※会場参加の受付は先着順とさせていただきます、会場の定員に足した時点で、受付を終了させていただきます。

### ◆お問い合わせ先

(事業委託先)公益財団法人北海道環境財団

TEL 011-218-7811 [kanene-bs@heco-spc.or.jp](mailto:kanene-bs@heco-spc.or.jp)

(主催)北海道 経済部 環境・エネルギー局 環境・エネルギー課 環境産業担当

TEL 011-204-5320(ダイヤルイン)

**「環境・エネルギー関連産業 個別相談会」の参加者を募集します！**

(北海道)

道では、環境・エネルギー関連産業に参入され、販路拡大などを検討されている企業や今後、新規参入を検討されている企業の方々を対象に、専門家からのアドバイスにより課題解決につなげていただく個別相談会を開催します。

1 開催日時

- 令和5年1月25日(水)「環境・エネルギービジネスセミナー(13:00~15:30)」の会場で開催します。
- このほか、ご希望をお伺いし、令和5年1月~2月に設定することも可能です。

2 開催方法

- (1)対面形式
- (2)オンライン形式(インターネット配信システム 例: Zoom、Teams を使用します)

3 相談料

無料(初回)

※継続(2回目以降)のご相談をご希望され、アドバイザーへの謝金(相談料)が発生する場合、ご相談者にご負担いただきます。

※「対面形式」の場合は、相談会場 までの交通費はご相談者のご負担となります。

※「オンライン形式」の場合は、インターネット接続 にかかる通信料はご相談者のご負担となります。

4 相談時間:

企業あたり60分を目安とします。(1回のみ)

5 相談例

- ✓ 製品・サービス(以下製品等)の開発、販売にあたり技術的な助言が欲しい。
- ✓ 製品等の開発、販売に向けて、連携可能なパートナーを探したい。
- ✓ 道内外へ販路拡大したいが、効果的な販売方法の助言が欲しい。
- ✓ 製品等の品質の公的な認証を取得したいが、その手続きなどを教えてほしい。
- ✓ 資金調達の方法として、どのような手法があるか知りたい。

相談内容に応じて、コンサルティング・マーケティング業者、商社、中小企業診断士、金融機関、道内研究機関など、幅広い専門家から最適なアドバイザーを選定・調整します。

6 相談件数

5件(最大)

7 申し込み方法

(1)必要事項をご記入のうえ、メールまた FAX で令和5年2月6日(月)までに送付してください。

- ①会社名、連絡先、担当者名、②相談内容、③相談対応を希望する専門家、④相談方法(対面・オンライン)、⑤相談の時期 ※製品に関するご相談の場合は、製品資料もあわせてお送りください。

(2)送付先

- ①メール:kanene-bs@heco-spc.or.jp
- ②FAX: 011-218-7812

(3)特設HPはこちら!(ちらし、申込書はこちらからアクセス、ダウンロードできます)

<https://energy-hokkaido.com/>

◆お問い合わせ先

(事業委託先) 公益財団法人北海道環境財団

TEL 011-218-7811 [kanene-bs@heco-spc.or.jp](mailto:kanene-bs@heco-spc.or.jp)

(主催) 北海道 経済部 環境・エネルギー局 環境・エネルギー課 環境産業担当

TEL 011-204-5320(ダイヤルイン)

令和4年度 衛星データ利用環境整備・ソリューション開発支援事業における  
衛星データ無料利用事業の第3回公募を開始しました【新規】

(北海道経済産業局)

(一財)日本宇宙フォーラムでは、衛星データプラットフォーム「Tellus(テルース)」上に搭載した衛星データの利用を促進し、衛星データ利用ビジネスの裾野拡大を目的として、衛星データを無料で利用できる衛星データ無料利用事業の第3回公募を開始しました。

◆事業概要

第1回および第2回は、2類型(公募A:事業化前提の利用、公募B:アイデア段階の利用)に分けて募集しましたが、第3回は公募Bのみの募集となります。

実証アイデアについて審査を通過した事業者は、実証期間を設定の上、衛星データプラットフォーム「Tellus」上で複数地域の衛星データを無料で利用することが可能です。

【応募主体】 法人・個人・グループを問わず応募することが可能です。

※応募にあたっては、公募要領中「4. 応募資格」の要件を満たすようにしてください。

【実証対象地域】 北海道、富山県、福井県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、  
鹿児島県の一部地域

その他詳細については下記 Web サイトをご覧ください。

【URL】<https://sdu.go.jp/>

◆問い合わせ先

(一財)日本宇宙フォーラム 衛星データ利用環境整備・ソリューション開発支援事業事務局 担当:秋山

TEL:03-6206-4901

E-mail:sdu@jsforum.or.jp

## 北海道の最低賃金

(北海道労働局)

「みんなチェック！最低賃金。」

## 北海道の最低賃金

## 地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額（円）	適用労働者等の範囲
北海道最低賃金	時間額 <b>920</b> 4. 10. 2発効	北海道内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。

## 特定最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額（円）	特定最低賃金の適用が除外される者
処理牛乳・乳飲料、 乳製品、糖類製造業	時間額 <b>954</b> 4. 12. 1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰め業務に主として従事する者
鉄 鋼 業 ※「鉄素形材製造業」及び「その他の鉄鋼業」を除く	時間額 <b>1,000</b> 4. 12. 1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 ※「発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業」、「産業用電気機械器具製造業」、「電球・電気照明器具製造業」及び「医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）」を除く	時間額 <b>955</b> 4. 12. 1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者 5 手作業による検品、検数、選別、材料若しくは部品の送給若しくは取りそろえ、運搬、洗浄、包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、メッキのマスクング又は脱脂の業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者 6 熟練を要しない手作業又は手工具若しくは操作が容易な小型電動工具を用いて行う曲げ、切り、組線、巻き線、かしめ、バリ取りの業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務は除く。）に主として従事する者
船舶製造・修理業、 船体ブロック製造業 ※「木造船製造・修理業」及び「木製漁船製造・修理業」を除く	時間額 <b>948</b> 4. 12. 2発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者

- 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外等割増賃金は算入されません。
- 最低賃金は、会社員、パート、アルバイトの方、学生さんなど働くすべての人に適用されます。
- 二つ以上の最低賃金の適用を受ける場合には、高い額の最低賃金が適用されます。
- 派遣労働者は、派遣先の地域（産業）に適用される最低賃金が適用されます。
- 中小企業・小規模事業者のみなさまへの支援策を行っております。
  - ・賃金引上げを支援する「業務改善助成金」は北海道労働局 雇用環境・均等部企画課（011-788-7874）までお気軽にご相談下さい。
  - ・賃金引上げにお悩みの方は「北海道働き方改革推進支援センター」（0800-919-1073）までお気軽にご相談下さい。（相談無料）

- ・最低賃金についての詳しいことは、北海道労働局（電話011-709-2311）又は最寄りの労働基準監督署（支署）へお問い合わせ下さい。
- ・北海道労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku>

【最低賃金制度サイト】検索 ⇒



「エネルギー地産地消」に取り組む地域とのマッチングを希望する事業者を募集します **【新規】**

(北海道)

道では、市町村の新エネルギーに関する取組と事業者のマッチングを支援するため、次のとおり、市町村が検討している取組内容に関する提案ができる事業者を募集します。

提案を希望される事業者（以下「希望者」という。）におかれましては、下記「◆ 事業者マッチングを求めている地域の概要」をご確認いただき、所定様式に必要事項を記入の上、下記の申込先までお申し込みください。

- ◆ 募集対象  
エネルギー地産地消の取組を検討・実施する地域（市町村）が希望する内容に関する提案（情報提供等）ができる事業者
- ◆ 募集要件  
令和5年（2023年）3月17日までに地域への提案を完了することができることと認められること
- ◆ 事業者マッチングを求めている地域の概要

地域	地域が事業者に求める内容
地域A	<p><b>太陽光発電設備（自家消費型）の公共施設における導入可能性を検討</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該地域では、電力需要が大きい公共施設に太陽光発電（自家消費を想定）を導入することで、非常時対応及び温暖化対策を着実に進めるとともに、電力コスト低減の具体策を検討中です。</li> <li>・ご提案内容としては、最適な設備規模、導入による費用対効果やCO<sub>2</sub>削減効果、事業費（御見積）等を希望しています。</li> </ul> <p>※提案を希望する市町村は6地域程度です。                  ※自己財源で導入するケース、PPA、補助事業を活用するケースなどを想定しており、事業者提案を踏まえ検討する予定です。</p>
地域B	<p><b>複数の公共施設への太陽光発電導入と一括受電の可能性を検討</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該地域では、同一敷地内に3つの公共施設が立地しており、その施設群に太陽光発電などの自立型エネルギー供給システムの構築可能性を検討中です。</li> <li>・併せて、電力の契約を個別に行っていることから、一括受電による電力コストの低減についても検討中です。</li> <li>・ご提案内容としては最適な設備規模、導入による費用対効果やCO<sub>2</sub>削減効果、事業費（御見積）、活用可能な補助事業等を希望しています。</li> </ul>
地域C	<p><b>温泉熱の公共施設への利用可能性を検討</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該地域では、温泉熱の公共施設での利用可能性について検討中です。</li> <li>・ご提案内容としては、最適な設備規模、導入による費用対効果やCO<sub>2</sub>削減効果、活用可能な補助事業等を希望しています。</li> </ul>

- ◆ 資料等の入手はこちらから↓↓（北海道環境・エネルギー課HP）  
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/137568.html>

- ◆ 問合せ、申込先  
 担当：日本データサービス株式会社 企画部 中村、風間  
 メール：k-nakamura@ndsinc.co.jp  
 FAX：011-780-1118 TEL：011-780-1121

- ◆ その他問合せ先  
 北海道 経済部 環境・エネルギー局 環境・エネルギー課 省エネ・新エネ促進室 高橋  
 メール：keizai.kanene1@pref.hokkaido.lg.jp  
 TEL：011-204-5319

「節電プログラム」に、お早めにお申し込みください【更新】

(北海道)

道では、「ゼロカーボン北海道」の実現に向けた取組の一環として、節電の取組の促進を目的に、国の節電ポイントに、道独自の上乗せを行います。

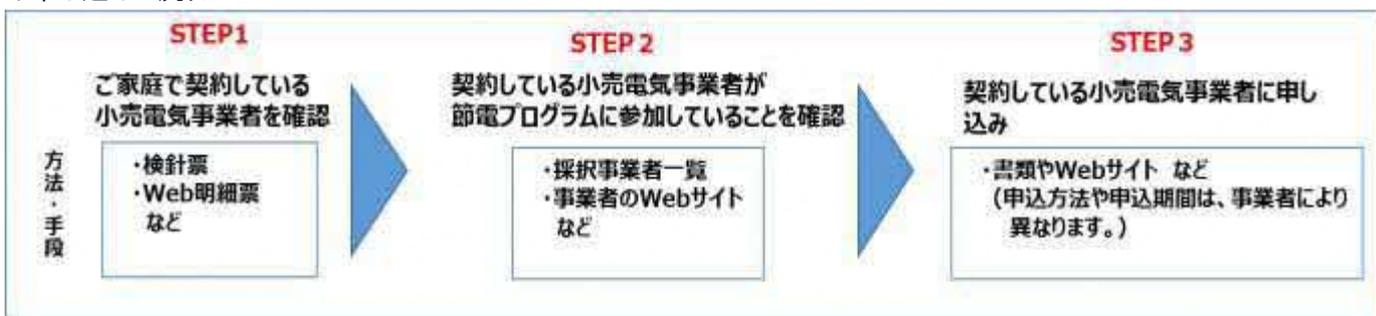
国の事業を活用する電気事業者が実施する節電プログラムに申し込むと、一般家庭(低圧契約)の場合、4千円相当(国の補助2千円相当、道の補助2千円相当)の参加特典が付与されます。

さらに、プログラム参加者には、節電実績に応じた特典も付与されます。

道の上乗せ対象となる事業者は、以下の Web サイトで公開しています。

各事業者が実施する節電プログラムの受付期限は、**1月中**となっています。お早めにお申し込みください。(受付期限は、各事業者により異なります。)

◆申し込みの流れ



◆ 事業内容についてはこちら

・道の節電プログラム参加促進事業について

<https://www.setsuden-hokkaido.jp/>

(右のQRコードを読み取ると、スマートフォンからもアクセスできます。)



〈高圧、特別高圧契約の事業者の皆様〉

国の「電気利用効率化促進対策事業」では、次のとおり支援を行っています。本事業に採択された電気事業者が実施する節電プログラムへ参加表明いただいた需要家の皆様に、特典が付与されるほか、節電の実績に応じた特典の付与も受けられます。

プログラム参加特典概要

参加期限 令和5年1月31日(火)まで

※参加期限は、小売電気事業者等により異なります。

付与特典・ポイント (契約区分により異なる)

低圧 (50kW未満) の皆様 (家庭等) ▶ 2,000円相当

高圧/特別高圧(50kW以上)の皆様 (事業者) ▶ 200,000円相当

電気利用効率化促進対策事業に関する情報はコチラ

<https://setsuden.go.jp>



◆ 問い合わせ先

北海道 経済部 環境・エネルギー局 環境・エネルギー課 節電プログラム参加促進事業担当

TEL:011-204-5320

## 「次世代自動車情報サイト」のご紹介

(北海道)

経済部環境・エネルギー課では、現在国内で販売されている次世代自動車や購入支援制度、道内にある充電器設置場所などを掲載した「次世代自動車情報サイト」をご紹介します。

最新情報では、poroco11月号に掲載された「PHEV でクリーンに楽しむアウトドア」などを紹介しています！

### ◆HPはこちら

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/kksg/jisedaicar.html>

### ◆お問い合わせ先

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道本庁舎8階  
北海道庁 経済部 環境・エネルギー局 環境・エネルギー課 環境産業担当  
電 話：011-204-5320(ダイヤルイン)  
F A X：011-222-5975